# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【事業年度】 第69期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【英訳名】 TAIKO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 高

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市内本町三丁目34番14号

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行って

おります。)

【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階

【電話番号】 06-4391-0330

【事務連絡者氏名】 専務取締役 吉川 友貞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

# (1) 連結経営指標等

回次	,	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高	(千円)	4,619,424	6,683,812	7,443,743	9,947,287	8,978,774
経常利益又は経常損失()	(千円)	1,192,323	558,938	1,211,636	2,683,638	2,776,325
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	2,228,208	482,204	1,037,525	1,747,233	1,770,541
包括利益	(千円)	2,280,022	479,494	1,111,434	1,895,839	1,876,480
純資産額	(千円)	8,293,204	8,783,580	9,478,952	11,406,145	12,473,491
総資産額	(千円)	11,253,312	12,261,234	13,016,981	16,622,393	18,599,038
1株当たり純資産額	(円)	641.83	673.11	742.84	872.65	970.90
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	173.55	37.23	81.31	135.94	138.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	(円)	-	36.51	80.09	131.56	134.47
自己資本比率	(%)	73.6	71.3	72.4	68.2	66.7
自己資本利益率	(%)	23.6	5.7	11.4	16.8	14.9
株価収益率	(倍)	-	22.21	10.79	12.42	13.90
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,690,234	533,965	1,092,906	3,589,419	690,381
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	828,514	117,763	13,562	620,666	2,754,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	61,549	24,301	451,786	19,690	825,428
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	4,073,490	4,454,442	5,133,842	8,222,672	5,438,535
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	210 (21)	210 (34)	204 (58)	200 (73)	205 (60)

- (注)1.売上高には消費税等は含まれておりません。
  - 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成23年3月期(第65期)は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
  - 3.株価収益率については、平成23年3月期(第65期)は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

## (2)提出会社の経営指標等

回次		第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高	(千円)	4,343,208	6,407,198	7,252,408	9,638,834	8,517,356
経常利益又は経常損失()	(千円)	1,117,635	449,581	1,076,877	2,370,918	2,560,643
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	2,172,214	372,613	898,719	1,535,643	1,669,957
資本金	(千円)	137,064	155,437	178,169	286,717	364,124
発行済株式総数	(株)	12,913,200	12,984,000	13,071,600	13,388,500	13,580,800
純資産額	(千円)	8,390,143	8,781,921	9,274,116	10,852,014	11,672,800
総資産額	(千円)	11,209,717	12,121,734	12,735,041	15,878,371	17,660,269
1株当たり純資産額	(円)	649.33	672.98	726.69	830.02	908.25
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	5.00 ( - )	15.00 ( - )	15.00 ( - )	25.00 ( - )	25.00 ( - )
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	169.19	28.77	70.43	119.48	131.04
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額	(円)	-	28.21	69.38	115.63	126.83
自己資本比率	(%)	74.8	72.1	72.4	67.9	65.7
自己資本利益率	(%)	22.9	4.4	10.0	15.4	14.9
株価収益率	(倍)	-	28.75	12.45	14.14	14.74
配当性向	(%)	-	52.14	21.30	20.92	19.08
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	173 (18)	175 (29)	169 (35)	165 (47)	171 (44)

- (注)1.売上高には消費税等は含まれておりません。
  - 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成23年3月期(第65期)は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
  - 3.株価収益率については、平成23年3月期(第65期)は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
  - 4.配当性向については、平成23年3月期(第65期)は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
  - 5. 平成24年3月期(第66期)の1株当たり配当額には、特別配当5.00円を含んでおります。
  - 6. 平成25年3月期(第67期)の1株当たり配当額には、特別配当5.00円を含んでおります。
  - 7. 平成26年3月期(第68期)の1株当たり配当額には、特別配当10.00円を含んでおります。
  - 8. 平成27年3月期(第69期)の1株当たり配当額には、特別配当10.00円を含んでおります。

# 2 【沿革】

明治35年より、中島佐一が大阪府にて製造販売を開始していた「忠勇征露丸(現「正露丸」)」の製造販売権を、 当社の前身である柴田製薬所(昭和15年7月大阪府吹田市に設立)の代表者である柴田音治郎が昭和21年4月に継承 致しました。

年月	事業の変遷
昭和21年11月	柴田音治郎が大阪府吹田市にて、大幸薬品株式会社を設立し、忠勇征露丸(現「正露丸」)の販売 を開始
昭和29年5月	海外に向け輸出を開始
昭和39年4月	東京都大田区に東京出張所を新設
昭和41年10月	「セイロガン糖衣」新発売
昭和47年6月	大阪府吹田市に本社ビル及び吹田工場を建設
昭和54年6月	吹田工場を改築し、GMP適合工場(注1)となる
昭和56年11月	「セイロガン糖衣A」新発売
平成 3 年11月	基礎研究の更なる充実を目的として、大阪府吹田市に研究棟を建設し、P3レベル(注2)の実験 室を完備
平成4年3月	大阪府吹田市に、正露丸の主原料である日局木クレオソートの原料の製造を目的として大幸クレオ ソート株式会社(現 連結子会社 大幸TEC株式会社)を設立
平成 8 年12月	台湾市場での販売強化を目的として、台湾に大幸薬品股份有限公司を設立
平成9年2月	中国での市場調査及び薬事情報収集等を目的として、中国に深圳事務所を新設
平成16年11月	香港及び中国市場での販売強化を目的として、香港に大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司(現 連結 子会社)を設立
平成17年2月	香港を中心とした中国における「正露丸」の商標保護を目的として、正露丸(國際)有限公司を設立
平成17年4月	「クレベリン」新発売
平成17年11月	感染管理事業の推進を目的として、衛生管理製品の製造会社である安部環保技術(上海)有限公司 を子会社化し、大幸安部環保技術(上海)有限公司に社名変更(現 連結子会社 大幸環保科技 (上海)有限公司)
平成18年3月	感染管理事業の拡大を目的として、その関連特許を所有するビジネスプラン株式会社を吸収合併
平成21年3月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成22年 4 月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成23年12月	東京都港区に東京オフィス移転
平成24年 2 月	台湾支店(日商大幸薬品股份有限公司台灣分公司)を設立し、大幸薬品股份有限公司より業務を移 管
平成26年3月	大阪府大阪市西区に本社機能移転

## (注) 用語の説明

#### 1.GMP適合工場

GMPとは医薬品等の製造段階において、品質を保持するために定められた規範のことであり、日本では 医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に基づく厚生労働省省令(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質 管理の基準に関する省令(平成16年12月24日厚生労働省省令第179号))に定める製造及び品質管理の基 準に適合している製造所を一般的にGMP適合工場といいます。

# 2 . P 3 レベル

組み換えDNA実験が可能な施設の「物理的な封じ込め」のレベルの一つです。危険性に応じて、最も厳しいP4からP1まで4段階に分類されています。遺伝子組み換え生物が実験者や実験施設の外部へ伝播・拡散することを防ぐため、施設内での「物理的な封じ込め」が行われており、それぞれのレベルで実験施設の仕様や実験操作方法が決められています。

#### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社4社(国内:大幸TEC株式会社、海外:大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司<香港>、大幸環保科技(上海)有限公司<中国>、正露丸(國際)有限公司<香港>)により構成されております。

事業に関しましては、 医薬品事業、 感染管理事業、 その他事業の3つの事業を展開しております。

なお、当該事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

#### < 医薬品事業 >

当社の主力製品であります「正露丸」、「セイロガン糖衣A」、水なしで飲める止瀉薬「ピシャット錠」を中心とした一般用医薬品を製造又は仕入れをし、販売を国内外に対して行っております。

国内においては、当該製品を卸売業者に対して販売し、ドラッグストア等を通じて一般消費者へ供給しております。また、樋屋製薬株式会社の製造する小児五疳薬「樋屋奇応丸」の国内独占販売権を取得し、販売を行っております。

海外においては、中国・香港及び台湾市場を中心に、当社の完全子会社である大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司 < 香港 > や当社の台湾支店を通じて、代理店から小売店に販売しております。中国・香港市場は香港を拠点とし、従来、華南地域を中心に展開しておりましたが、上海や北京へも販路を拡大しております。

なお、「正露丸」等の主成分である日局木(もく)クレオソート(注1)は、当社にて製造しており、その業務を当社の完全子会社である大幸TEC株式会社に委託しております。

#### <感染管理事業>

- 二酸化塩素ガス特許技術(注2、3)を応用した製品の製造・販売を国内外に対して行っております。
- 一般用につきましては、医薬品事業で確立された販売チャネルを利用して、「クレベリン」、「ウィルシールド」等の衛生管理製品を卸売業者に対して販売し、ドラッグストア、調剤薬局等を通じて一般消費者に供給しております。

業務用につきましては、「クレベリン」や、低濃度二酸化塩素ガス発生装置である「クレベリン発生機」を卸売業者や代理店を通じ、もしくは直接の販売を行っております。また、他社と共同開発した製品の供給を行っております。

なお、衛生管理製品の主な原材料は、当社の完全子会社である大幸環保科技(上海)有限公司 < 中国 > において生産し、当社へ供給しております。

#### <その他事業>

主に「正露丸」、「セイロガン糖衣A」の主成分である日局木クレオソート精製の際、副産物として生産される 木酢液(注4)を用いた入浴液や園芸用木酢液の製造及び販売を行っております。

## (注) 用語の説明

1.日局木クレオソート

ブナ、カシ等の原木を乾留、蒸留、精製して得られる透明な液体で、殺菌作用、局所麻酔作用を有することから、整腸、止瀉(下痢止め)、歯痛止めを目的に当社グループの「正露丸」の主薬として配合されています。

2.二酸化塩素

塩素の酸化物で化学式『C1O2』で表されます。水に良く溶けるガスです。

3 . 特許

特許登録に関する補足

イ.特許登録3110724

溶存二酸化塩素ガス、亜鉛素酸塩及び p H 調整剤を構成成分に有する純粋二酸化塩素液剤。また、この 純粋二酸化塩素液剤は、高吸水性樹脂とともにゲル状組成物とすることが出来る(公開特許広報より抜粋)。

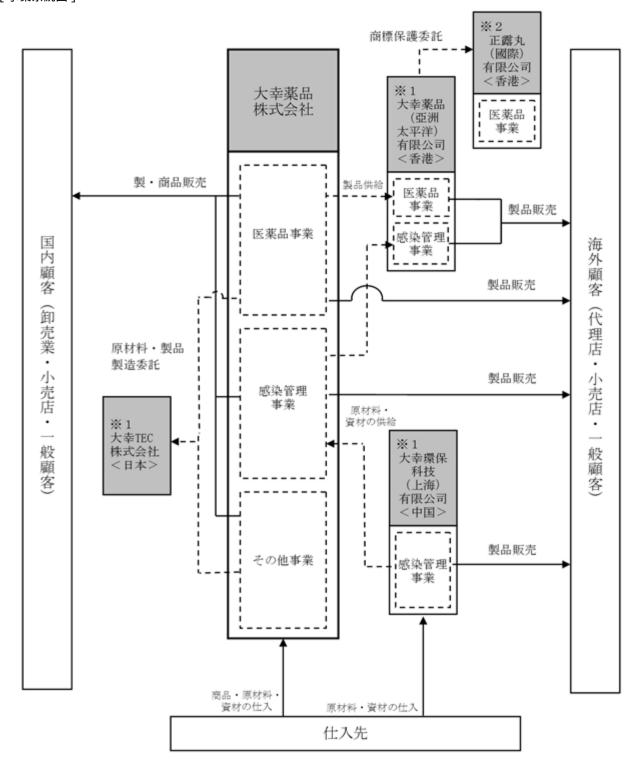
口.特許登録3949088

二酸化塩素ガスを簡便且つ安全に、しかも任意の一定濃度で長期間にわたって安価に発生させることが 出来る(公開特許広報より抜粋)。

#### 4.木酢液

木炭を作るときに出る煙を冷却液化して得られる樹木のエキスのようなものです。木酢液の中には、200種類以上もの成分が含まれていて、植物の生育を促進し、不用な虫を寄せつけないという性質、真菌等を生えにくくする性質、消臭の効果等があります。

#### [事業系統図]



※1は、連結子会社

※2は、持分法非適用非連結子会社

# 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 [被所有]割 合(%)	関係内容
(連結子会社)					
大幸TEC株式会社	山形県 西置賜郡	2 百万円	医薬品事業、その 他事業	100.0	当社原材料及び製品を 製造委託 役員の兼任 2名
大幸薬品(亞洲太平洋) 有限公司 (注)2、3	中国香港	500万 HK ドル	医薬品事業、感染 管理事業	100.0	当社製品を販売 役員の兼任 3名
大幸環保科技(上海)有限公司(注)2	中国上海	100万 USドル	感染管理事業	100.0	当社へ原材料及び資材 を供給 役員の兼任 3名

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
  - 2.特定子会社に該当しております。
  - 3.大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上 高に占める割合が10%を超えております。

# 主要な損益情報等

(1 ) 売上高	1,554,884千円
(2) 経常利益	68,664千円
(3) 当期純利益	61,612千円
(4) 純資産額	504,398千円
(5) 総資産額	857,016千円

# 5【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	125 ( 24 )
感染管理事業	48 ( 29 )
その他事業	- ( - )
報告セグメント計	173 ( 53 )
全社(共通)	32 ( 7 )
合計	205 ( 60 )

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( )外数で記載しております。なお、臨時従業員につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。
  - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属する従業員であります。

## (2)提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
171 ( 44 )	39.4	9.8	7,644,162

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	106 ( 24 )
感染管理事業	33 ( 13 )
その他事業	- ( - )
報告セグメント計	139 ( 37 )
全社(共通)	32 ( 7 )
合計	171 ( 44 )

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( )外数で記載しております。なお、臨時従業員につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。
  - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属する従業員であります。

## (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、上部団体に属さない大幸薬品労働組合があり、平成27年3月31日現在の組合員数は102名であります。

なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

# 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

## (1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの、政府による経済政策の効果等により、企業収益や設備投資の持ち直しがみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。

この様な状況の下、当社グループの連結経営成績は、以下の通りとなりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、医薬品事業が堅調に推移したものの、感染管理事業が減収となったことから、対前連結会計年度比968百万円減(9.7%減)の8,978百万円となりました。売上総利益につきましては、感染管理事業における返品や出荷減少の影響等から対前連結会計年度比301百万円減(4.2%減)の6,882百万円となりましたが、売上総利益率につきましては、返品調整引当金戻入益の計上や円安効果等から前連結会計年度比4.4ポイント改善して76.7%となりました。

営業利益につきましては、売上総利益が減少したものの、販売費や人件費等の適切なコントロールに努めたことから、利益の減少幅は縮小し、対前連結会計年度比31百万円減(1.2%減)の2,559百万円となりました。さらに、経常利益につきましては、円安に伴う為替差益の計上等により、対前連結会計年度比92百万円増(3.5%増)の2,776百万円となりました。投資有価証券売却益や大幸環保科技(上海)有限公司の事務所移転費用の計上等により、当期純利益は対前連結会計年度比23百万円増(1.3%増)の1,770百万円となりました。なお、経常利益及び当期純利益につきましては、過去最高を更新しております。

セグメント別の業績につきましては、以下の通りであります。

#### < 医薬品事業 >

医薬品事業の売上高につきましては、国内向けの減少を海外向けの増加が上回ったことから、対前連結会計年度比 185百万円増(3.3%増)の5,753百万円となりました。

国内向け売上高につきましては、『正露丸』は増加したものの、『セイロガン糖衣A』が減少したことから、対前連結会計年度比で微減となりました。一方、海外向け売上高につきましては、販売強化してきた中国市場が初めて香港市場を上回る等、円安効果も加わり、前連結会計年度を上回り好調に推移しました。

セグメント損益につきましては、海外向け出荷増加に円安による増益効果も加わり売上総利益が増加したことから、対前連結会計年度比39百万円増(1.7%増)の2,314百万円の利益となりました。

#### <感染管理事業>

感染管理事業の売上高につきましては、対前連結会計年度比1,152百万円減(26.5%減)の3,204百万円となりました。

一般用製品の売上高につきましては、前連結会計年度末における消費者庁関連報道の影響から返品額の増加もあり第1四半期連結会計期間は大幅に減少したものの、小売店における店頭販売促進の強化等により第3四半期連結会計期間には前第3四半期連結会計期間を上回る水準まで回復致しました。しかしながら、第4四半期連結会計期間における季節性インフルエンザ流行の早期収束による出荷減少の影響等から、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度を下回る結果となりました。業務用製品の売上高につきましても、株式会社デンソーと共同開発した『クレベリンカートリッジ(車両用)』が第3四半期連結会計期間以降は前連結会計年度並みに回復したものの、他製品の出荷が低調に推移したこと等から、前連結会計年度比で減少となりました。

セグメント損益につきましては、返品調整引当金戻入益や販売費の減少により利益率は改善したものの、販売数量減少による売上総利益減少の影響が大きく、対前連結会計年度比286百万円減(17.0%減)の1,394百万円の利益となりました。

## < その他事業 >

その他事業につきましては、主に木酢液を配合した入浴液や園芸用木酢液等の製造販売を行いました。売上高は、対前連結会計年度比1百万円減(6.5%減)の20百万円となり、セグメント損益は、対前連結会計年度比4百万円減の27百万円の損失となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)が前連結会計年度末より2,784百万円減少し、当連結会計年度末残高は5,438百万円となりました。 当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は690百万円(前連結会計年度比80.8%減)となりました。税金等調整前当期純利益 2,758百万円の計上の一方、法人税等の支払額1,075百万円、引当金の減少535百万円、たな卸資産の増加額462百万円 等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

EDINET提出書類 大幸薬品株式会社(E22560)

有価証券報告書

投資活動の結果使用した資金は2,754百万円(前連結会計年度は620百万円の使用)となりました。有形固定資産の取得(新工場建設投資等)による支出2,881百万円等によるものであります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は825百万円(前連結会計年度は19百万円の獲得)となりました。主に自己株式の取得による支出641百万円、配当金の支払額324百万円等によるものであります。

# 2【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

1.=					
		(自 平成26年4月1日	前年同期比(%)		
医薬品事業	(千円)	6,564,296	100.8		
感染管理事業	(千円)	4,442,078	101.1		
その他事業	(千円)	23,183	115.0		
合計	(千円)	11,029,558	101.0		

- (注)1.金額は販売価格によっております。
  - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

# (2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの	当連結会計年度 セグメントの名称 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		前年同期比(%)
医薬品事業	(千円)	76,399	60.8
感染管理事業	(千円)	-	-
その他事業	(千円)	-	-
合計	(千円)	76,399	60.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (3) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

# (4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比(%)	
医薬品事業	(千円)	5,753,309	103.3	
感染管理事業	(千円)	3,204,896	73.5	
その他事業	(千円)	20,568	93.5	
合計	(千円)	8,978,774	90.3	

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
  - 2.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 ( 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
アルフレッサヘルスケア(株)	3,799,867	38.2	3,880,292	43.2
一徳貿易有限公司	1,243,395	12.5	1,358,453	15.1
(株)大木	1,567,820	15.8	1,275,725	14.2
(株)Paltac	1,306,704	13.1	841,621	9.4

<sup>3.</sup> 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境につきましては、多数のメーカーが競合する厳しい競争環境のもとで国内人口の減少による市場規模の縮小等の脅威にさらされております。一方、成長市場であるアジア諸国、特に中国市場を中心とした海外市場における需要は拡大しております。

このような環境の中、『正露丸』『セイロガン糖衣 A』を主力製品とする医薬品事業と、『クレベリン』を主力製品とする感染管理事業を活動の柱とする当社グループは、リソースの最適配分と事業収益基盤の再構築を図りつつ、「ないと困る」と思っていただける製品・事業を創造し続けることにより、新たな成長に挑戦してまいります。

医薬品事業におきましては、人口の高齢化等に伴い医療費の高騰が社会問題化する中で、セルフケアとしてのセルフメディケーション(自己管理治療)の推進に期待が高まることにより、一般用医薬品の重要性が再認識されつつあります。

このような環境の中、古き良き伝統薬を時代に合わせた形で提供し続けていくことは重要なテーマであると考え、当社の主力製品である『正露丸』『セイロガン糖衣A』の安全性と有効性を世界に広めてまいります。さらには、国内で低下傾向にある若年層の認知獲得、製品理解の促進、及び使用用途の深耕を目指したマーケティング活動を推進することにより、シェア向上を図ってまいります。また、当社製品へのインバウンド需要にみられるように、潜在的需要が拡大しているアジア諸国、特に中国、香港、台湾を中心とした海外市場の開拓を強化してまいります。

感染管理事業におきましては、様々な感染症の発生に伴い、医療分野のみならず生活に関わる全ての分野において、世界的に感染予防と衛生管理に対する関心と需要が高まりつつあります。

このような環境の中、当社グループは、濃度長期保持型二酸化塩素ガス溶存液や低濃度二酸化塩素ガス関連製品等の特許技術、高感度二酸化塩素ガス測定装置の開発、二酸化塩素の基礎研究及び製品の安全性と有効性の研究により、革新的な感染症対策を可能とすることで、世界に先駆けて物体・空間除菌市場を創造致しました。当社『クレベリン』ブランドの認知度向上と販売チャネルの開拓を強化しつつ、『クレベリン LED』をはじめとする新たな製品や利用シーンを提案することにより、国内における持続的な成長とグローバル展開に努めてまいります。

中長期的には、様々な研究機関との共同研究をはじめ、知的財産権のさらなる蓄積、新たな許認可の取得、新製品・サービスの企画・販売をパートナー企業とのアライアンスも活用しつつ進めていくことにより、飛躍的な成長を図ってまいります。

加えて、成長を支えるための体制強化を図るべく、新工場の稼働開始により、生産活動の拡大と生産性の向上を図ってまいります。また、洗練された意思決定メカニズムと経営管理システムを確立し、経営の健全性と透明性を確保するとともに、成長の源泉となる人材の採用・育成と組織力を強化してまいります。

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 特定製品への依存及び生産拠点の集中について

当社グループにおける売上高の大半が『クレベリン ゲル』、『正露丸』及び『セイロガン糖衣 A』によって構成されております。当該製品の製造につきましては、培ってきたノウハウをもとに、万全の品質管理・品質保証体制をもって臨んでおりますが、万一品質等に問題が発生した場合には、販売中止・回収を余儀なくされることも考えられます。また、当該製品製造は代替拠点を持たないために、各工場の所在する地域において地震等の災害が発生した場合には、これらの製品の供給が困難となることも考えられます。その他、予期せぬ製品への風評被害、競争環境の激変、原材料の調達に支障を来すような場合にも、当該製品の営業成績に止まらず、当社グループ全体の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 特定取引先への依存について

当社グループの売上高のうち、国内においてはアルフレッサヘルスケア㈱、㈱大木、㈱Paltac、海外では香港の一徳貿易有限公司の上位4社への売上高が、当連結会計年度において全体の約82%と大きな割合を占めております。このため、これら取引先の経営施策や取引方針、若しくは各社の財務状態の悪化により当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 海外事業展開に伴うリスク

当社グループは、中国本土・香港・台湾を中心とする海外市場においても『正露丸』、『セイロガン糖衣 A』等の販売に積極的に取り組んでおります。その結果、海外市場における売上高は、当連結会計年度において約20%を占めております。当該国における政治、経済、法律、文化、ビジネス慣習、競合企業の存在、為替、その他様々なカントリーリスク等によって、予想し得ない事象が発生した場合には、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、衛生管理製品の一部製造を行っている大幸環保科技(上海)有限公司において生産や輸送に問題等が生じた場合には、国内における生産体制も構築しているものの、当該製品の製造に与える影響が大きいことから、十分に需要に対応できるだけの生産が困難となることが予想され、その結果、当社グループの経営成績及び事業戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、次期秋口以降に稼動する新工場において衛生管理製品の国内一貫生産体制が構築されることにより、大幸環保科技(上海)有限公司における生産や輸送に係るリスクは解消されます。

#### (4)類似品の存在について

当社グループが製造・販売しております『正露丸』及び『セイロガン糖衣A』は、他社においても同一または類似した名称で製造・販売が行われております。このため、当社グループが製造・販売しております製品と類似した商品が市場には多数存在しており、特に類似したパッケージの場合には、消費者が当社グループの製品と誤認して購入する可能性が否定できません。また、感染管理事業における主要製品である『クレベリン』においても、他社から類似品の製造・販売が行われております。この場合においても、消費者が当社グループの製品と誤認して購入する可能性が否定できません。

さらには、これらの類似品において品質問題等が発生した場合には、当社グループの製品のイメージダウン及び 予期せぬ風評被害が発生する可能性も否定できず、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 新規事業に関するリスク

感染管理事業における新規事業として、電化製品に搭載し、二酸化塩素発生量の制御を可能とする新製品『クレベリン LED』の展開を計画しております。当該事業につきましては、当社グループが電化製品メーカーに対して『クレベリン LED』を販売し、電化製品メーカーがこれを最終製品の一部機能として組込み、販売するビジネスモデルであります。当社グループは、研究開発の強化、生産及び品質管理の徹底、質の高い顧客対応に努めることでリスク発生の防止を図ってまいりますが、製品特性上、発熱・発火・製品内腐食・漂白・製品近傍の腐食・誤飲・至近距離からの二酸化塩素ガスの吸引等の事象発生により、製品リコール・健康被害・賠償責任が発生する可能性があります。その結果として、当社グループの業績と財務状況に重要な影響を及ぼす賠償義務が発生する可能性があります。

#### (6) 急激な需要の変化等に関するリスク

感染管理事業においては、衛生管理製品を市場に提供していくために、二酸化塩素ガス特許技術を応用した製品等の企画・開発・販売を進めております。近年の感染症(新型インフルエンザ、ノロウイルス、SARS、エボラウイルス等)に対する予防意識の高まりを背景に、幅広い顧客をターゲットに事業を推進しております。

そのため、当該事業は感染対策を中心とした市場環境に影響を受け、感染症の流行及び予防意識の動向等によっては製品の需要に急激な変化が生じ、一時的な製品供給不足や過剰生産に陥る可能性があります。その結果として、営業成績及び財政状態に予測し難い急激な変動が生じ、当社グループ全体の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 原材料価格及び調達に関するリスク

当社グループは、原材料等について急激に価格が高騰した場合、あるいは一部の原材料等について供給が滞り、 代替の調達先が確保できない場合には、製品の利益率の悪化や機会損失の発生により、当社グループ全体の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 製造物責任に関するリスク

当社グループの製品については、関係法令を遵守し万全の体制で生産しておりますが、予期せぬ事情により、品質に関する重大な問題が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 競合に関するリスク

『正露丸』、『セイロガン糖衣A』を中心とする当社グループの製品の知名度は高く、その結果、安定的な収益の獲得が出来ておりますが、今後他社による新たな製品開発及び競合品の価格引き下げ等により、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、衛生管理製品においても、他社の優れた製品の出現や競合品の価格引き下げ等により、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 知的財産権に関するリスク

当社グループの感染管理事業における製品は、関連特許により、国内を中心に一定の範囲・期間保護されております。当社グループでは特許権を含む知的財産権を管理し、第三者からの侵害にも常に注意を払っておりますが、当社グループの保有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合には、期待される収益が失われる可能性があります。また、当社グループの自社製品が第三者の知的財産権を侵害した場合には、その第三者から損害賠償を請求される可能性があります。また、当社の特許は、一定の範囲に限定されたものであるために、その範囲外より他社から優れた製品が出現した場合には、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (11)法的規制等に関するリスク

当社グループの属する医薬品事業は、「医薬品医療機器等法(旧:薬事法)」等関連法規の厳格な規制を受けており、各事業活動の遂行に際して以下の通り許認可等を受けております。これらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現時点におきましては当該許認可等が取り消しとなる事由は発生しておりません。しかし、法令違反等によりその許認可等が取り消された場合には、当社グループの運営に支障を来し、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また「医薬品医療機器等法」等関連法規以外にも、事業活動を行う上で様々な法規制等の適用を受けております。当社グループでは、コンプライアンス体制を構築し遵守に努めておりますが、重大な法令違反を起こした場合や法規制等に追加変更があった場合には、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

# (許認可等の状況)

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可 取消事由
医薬品販売業許可(物流センター)	大阪府	大阪府知事許可 (許可番号 B13923)	平成29年 9 月25日 (6 年ごとの更新)	医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又は役員等の欠格条項違反に該当した場合は許可の取消(医薬品医療機器等法第75条第1項)
第二種医薬品製造販売 業許可	大阪府	大阪府知事許可 (許可番号 27A2X00059)	平成28年12月31日 (5 年ごとの更新)	同上
医薬品製造業(医薬品 一般)許可	大阪府	大阪府知事許可 (許可番号 27AZ000163)	平成28年12月31日 (5 年ごとの更新)	同上
医薬品製造業許可	山形県	山形県知事許可 (許可番号 06AZ200007)	平成28年3月24日 (5年ごとの更新)	同上
進口薬品注冊証 (Imported Drug License)	中国国家食品 薬品監督管理 局	中国国家食品薬品 監督管理局許可	(5年ごとの更新) (注)	薬事法その他薬事に関する法令 に違反した場合は許可の取消
薬品/製品注冊証明書 (Certificate of Drug/Product Registration)	香港衛生署薬 剤業及毒薬管 理局	香港衛生署薬剤業及毒薬管理局許可 (許可番号 HK-13218)	平成32年 5 月25日 (5 年ごとの更新)	同上

<sup>(</sup>注)提出日現在、更新申請中であります。

# 5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年6月17日開催の取締役会決議に基づき、以下の建設工事請負契約を締結致しました。

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	完成予定日	契約内容	請負代金額 (千円)
提出会社	大成建設株式会社	平成26年 6 月23日	平成27年 7 月31日	京都府相楽郡精華町に建設する工場の工事請負契約	4,060,000

<sup>(</sup>注)請負代金額には、消費税等は含んでおりません。

#### 6【研究開発活動】

当社グループは「自立」、「共生」、「創造」の基本理念を実践し、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供することを使命と考えております。

消化器管関連医薬品のスペシャリティ・ファーマとして、下痢のメカニズムの解明や、100有余年にわたり利用されてきた「正露丸」の主成分である日局木クレオソートについて、薬理薬効の研究を続けてまいりました。日局木クレオソートの有効性や安全性等の研究成果については、国内外の専門学術雑誌を中心に成果の発表を行ってきました。さらに新規効能に対する研究を各大学と提携し進めてきました。更に木クレオソートを使用した薬剤の開発も行っており、その効果有効性を周知させるための薬剤の開発も行っております。また、二酸化塩素の基礎応用研究として、微生物に対する作用メカニズムの研究、各種ウイルス、細菌、真菌等に対する有効性の研究(二酸化塩素関連製品を用いた研究を含む)、各種応用研究、安全性の研究を自社及び各研究機関と連携をとりながら進めております。これまで実施してきた多くの基礎研究を更に高める為、付着菌や浮遊菌の効果試験も継続して行っており、商品の信頼性を更に高める様研究を行っております。一方、製品開発は、感染管理事業における特許低濃度二酸化塩素ガス発生装置の開発を中心に、これまで測定する事が出来なかった低濃度の二酸化塩素ガス濃度を測定できる検知器の開発(世界初)や、その警報システムの開発を行う事で、装置事業の更なる発展を進めております。さらに新規二酸化塩素ガス発生機構の開発を開始することで、新規用途の製品開発に着手しております。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は250百万円となりました。

## (1) 医薬品事業

当事業では、生活者が健康で快適な生活を送るために必要とされる製品を提供すべく、医薬品開発テーマとして、研究開発活動を行っております。

・木クレオソートソフトカプセルの開発

なお、当該セグメントにおける当連結会計年度の研究開発費の総額は44百万円となりました。

#### (2) 感染管理事業

当事業では、生活者が健康で快適な生活を送るために「ないと困る」製品開発や製品価値を向上させる研究開発活動を行っております。特許濃度長期保持型二酸化塩素ガス溶存液は、人体用抗菌剤として、中国で認可された衛生製品として製造販売しておりますが、日本国内ではイヤークリーナーとして、動物用を視野に入れた研究開発活動を推進しております。特許低濃度二酸化塩素ガス発生装置である「クレベリン発生機」に関しては、二酸化塩素ガス発生方法の研究開発を継続して行い、空調機器として発展させており、今後医療用機器に組み込んだ製品開発も行ってまいります。さらに、二酸化塩素ガスの新規発生機構の開発を開始し、新規用途に対応できる発生機器の製品化を目指しております。

その他、現在着手している研究開発活動は以下の通りであります。

- ・二酸化塩素ガス溶存液のメチシリン耐性ブドウ球菌 (MRSA)等の院内感染の原因細菌に対する有効性データを 論文発表することで、二酸化塩素の有用性を広げております。
- ・二酸化塩素ガス溶存液の蚊に対する忌避効果及びマラリア感染抑制効果を動物実験で確認して特許を取得する ことで、細菌やウイルス以外の二酸化塩素の有用性も広げております。
- ・低濃度二酸化塩素ガス (0.01ppm) の浮遊細菌や浮遊ウイルスに対する有効性の根拠データを取得及び学会発表することで、日本二酸化塩素工業会の二酸化塩素ガスの濃度指針値 (0.01ppm) での有効性の根拠を示しております。
- ・二酸化塩素のウイルスに対する有効性検証の追加データの取得を行うことで、有用性の幅を広げるデータ拡充 をしております。
- ・安定した二酸化塩素ガスを発生させる装置の開発を行う事で、標準ガスを作り出す事が可能となり、多方面で の用途が広がります。
- ・低濃度の二酸化塩素ガスを検知できる検知器を開発する事で、発生している二酸化塩素ガス濃度を確認する事が可能となり、信頼性が高まり感染管理事業の拡大が図れます。

なお、当該セグメントにおける当連結会計年度の研究開発費の総額は181百万円となりました。

#### (3) その他事業

当事業に関しては、木酢を使用した種子消毒製品の農薬開発に取り組んでおり、実使用に向けた現場試験も実施しております。

また、他社との共同研究及び開発も実施しており、新たな衛生管理商品開発、医薬品・医薬部外品の開発も行っております。

なお、当該セグメントにおける当連結会計年度の研究開発費の総額は24百万円となりました。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

#### (2) 財政状態の分析

#### < 資産、負債及び純資産の状況 >

当連結会計年度における資産合計は18,599百万円(前連結会計年度比1,976百万円増)となりました。また、負債合計は6,125百万円(同909百万円増)、純資産合計は12,473百万円(同1,067百万円増)となりました。前連結会計年度からの主な変動要因は、新工場建設投資等に伴う現金及び預金を主とする流動資産2,422百万円の減少と、有形固定資産4,770百万円の増加であり、さらには、当期純利益計上による利益剰余金増加を主とする純資産1,067百万円の増加であります。なお、自己資本比率は前連結会計年度末から1.5ポイント減少し、66.7%となっております。

#### (3)経営成績の分析

当連結会計年度の業績につきましては、売上高8,978百万円(対前連結会計年度比9.7%減)、営業利益2,559百万円(対前連結会計年度比1.2%減)、経常利益2,776百万円(対前連結会計年度比3.5%増)、当期純利益1,770百万円(対前連結会計年度比1.3%増)となりました。

「1 業績等の概要(1)業績」にて記載致しました通り、医薬品事業の売上高につきましては、国内向けの減少を海外向けの増加が上回ったことから、対前連結会計年度比185百万円増(3.3%増)の5,753百万円となりました。国内向け売上高につきましては、『正露丸』は増加したものの、『セイロガン糖衣A』が減少したことから、対前連結会計年度比で微減となりました。一方、海外向け売上高につきましては、販売強化してきた中国市場が初めて香港市場を上回る等、円安効果も加わり、売上高は前連結会計年度を上回り好調に推移しました。また、セグメント損益につきましては、海外向け出荷増加に円安による増益効果も加わり売上総利益が増加したことから、対前連結会計年度比39百万円増(1.7%増)の2,314百万円の利益となりました。

一方、感染管理事業の売上高につきましては、対前連結会計年度比1,152百万円減(26.5%減)の3,204百万円となりました。一般用製品の売上高につきましては、前連結会計年度末における消費者庁関連報道の影響から返品額の増加もあり第1四半期連結会計期間は大幅に減少したものの、小売店における店頭販売促進の強化等により第3四半期連結会計期間には前第3四半期連結会計期間を上回る水準まで回復いたしました。しかしながら、第4四半期連結会計期間における季節性インフルエンザ流行の早期収束による出荷減少の影響等から、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度を下回る結果となりました。業務用製品の売上高につきましても、株式会社デンソーと共同開発した『クレベリン カートリッジ(車両用)』が第3四半期連結会計期間以降は前連結会計年度並みに回復したものの、他製品の出荷が低調に推移したこと等から、前連結会計年度比で減少となりました。また、セグメント損益につきましては、返品調整引当金戻入益や販売費の減少により利益率は改善したものの、販売数量減少による売上総利益減少の影響が大きく、対前連結会計年度比286百万円減(17.0%減)の1,394百万円の利益となりました。

#### (4) 経営戦略の現状と見通し

「3 対処すべき課題」に記載の通りであります。

## (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」に記載の通りであります。

なお、当社グループは、現在、事業活動に必要な運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金から調達 しており、当連結会計年度において、運転資金及び設備投資資金を目的とした資金の調達等は行っておりません。 また、当連結会計年度末時点における長短借入金や社債等の残高はございません。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」に記載の通りであります。

# 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、現在建設中であります医薬品及び衛生管理製品の製造工場(京都府相楽郡精華町)の新設等を中心に4,710百万円の設備投資を行いました。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

## (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

						帳簿価額				
事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	  設備の内容 	建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業 員数 (人)
本社 (大阪市西区)	医薬品事業 感染管理事業 その他事業 全社(共通)	統括・営 業業務施 設	87,661	-	- ( - )	22,291	-	60,091	170,044	50 (9)
吹田工場 (大阪府吹田市)	医薬品事業 感染管理事業 その他事業 全社(共通)	「正露 丸」等医 薬品製造 工場及び 物流倉庫	479,251	367,034	879,307 (9,000)	1,285	96,016	68,641	1,891,537	64 (22)
第二工場 (大阪府吹田市)	感染管理事業	化学品製 造工場及 び物流倉 庫	166,224	13,336	125,748 (2,113)	-	-	30,676	335,984	16 (11)
東京オフィス (東京都港区)	医薬品事業 感染管理事業 その他事業	営業業務 施設	6,295	-	- ( - )	14,719	-	11,127	32,142	33 (2)
鳴尾浜倉庫 (兵庫県西宮市)	感染管理事業 全社(共通)	資材倉庫	94	774	288,900 (3,106)	-	-	-	289,768	- ( - )
小国工場 (山形県西置賜郡)	医薬品事業	精製プラント	168,344	44,641	26,709 (30,731)	2,637	-	2,738	245,072	- ( - )
新工場 (京都府相楽郡)	医薬品事業 感染管理事業 全社(共通)	医薬品及 び化学品 製造工場	4,251	-	- ( - )	-	4,583,453	-	4,587,705	- ( - )

## (2) 在外子会社

平成27年3月31日現在

			帳簿価額								
会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	   設備の内容 	建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	建設仮勘定(千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	従業 員数 (人)
大幸薬品(亞洲 太平洋)有限公 司	本社事務所 (中国香港)	医薬品事業	統括業務施 設	25,586	-	- ( - )	-	-	11,287	36,874	5 ( - )
大幸環保科技 (上海)有限公 司	本社・工場 (中国上海)	感染管理事業	統括業務施 設及び化学 品調合設備	-	25,678	- ( - )	840	-	3,399	29,918	15 (16)

- (注) 1.帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含んでおりません。
  - 2. 提出会社の吹田工場の中には、賃貸駐車場等として利用中の土地83,000千円 (1,156.3㎡) を含んでおりま ま
  - 3.提出会社の鳴尾浜倉庫の中には、賃貸駐車場として利用中の土地133,288千円 (1,433.0㎡) を含んでおります。
  - 4.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ及びグループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)

は、( ) 外数で記載しております。なお、臨時従業員につきましては、年間総労働時間を 1 日 8 時間で人数の換算をしております。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、製品の需要動向及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画の策定に当たっては、提出会社を中心に調整・検討を行っております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次の通りであります。

#### (1) 重要な設備の新設

A 21 5		セグメントの		投資	产定額	資金調達	着手及び完了予定年月		完成後の
会社名	所在地	名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	方法	着手	完了	増加能力
提出会社	京都府相楽 郡精華町	医薬品事業 感染管理事業 全社(共通)	医薬品及び 化学品製造 工場	5,987,598	2,263,390	自己資金	平成25.7	平成27.7	-

# (注)1.上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2.上記設備の新設は、生産活動の合理化及び拡大、また、老朽化した現有生産拠点の機能刷新を目的としております。なお、完成後の増加能力については合理的に算定できないため、記載しておりません。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	51,024,000		
計	51,024,000		

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年 6 月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,580,800	13,582,100	東京証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株
計	13,580,800	13,582,100	-	-

<sup>(</sup>注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は次の通りであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成19年12月27日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3 月31日)	提出日の前月末現在 ( 平成27年 5 月31日 )
新株予約権の数(個)	196	196
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235,200 (注) 1	235,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	519 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月1日 至 平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 519 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

有価証券報告書

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社 普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付 与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、本新株予約権の取り 決めを準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、 合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### 2. 行使価額の調整

(1)割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は の事由を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 株式分割・株式併合の比率

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

既発行株式数 +新規発行株式数×1株当たり払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×既発行株式数+ 新規発行株式数

行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ア)当社の株式公開(下記イ)に定める場合をいう。)の日の前日以前の場合 下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」とい う。)の前日における調整前行使価額
- イ)当社普通株式にかかる株券(株式)が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合 (「株式公開」という。)

調整後行使価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所(ただし、当社普通株式にかかる株式の上場する金融取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

新規発行株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額 ) × 分割前行使株式数 調整後行使価額

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3)上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- 3. 行使の条件
- (1) 当社普通株式にかかる株券(株式)が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、募集 新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編行 為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権 の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権 の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす
  - (8) 新株予約権の取得条項 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

#### 平成22年12月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	463	463
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,300 (注)1	46,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月16日 至 平成32年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,688 資本組入額 844	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

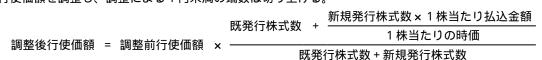
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

#### 2. 行使価額の調整

当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。



なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 3. 行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (3) 新株予約権の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- 4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行 使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である 再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権の行使期間 本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の 行使期間の満期日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 平成24年2月28日臨時取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,820	2,810
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282,000 (注) 1	281,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	851 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成29年3月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 893.92 資本組入額 446.96	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

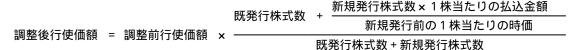
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

### 2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。



なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 3. 行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成25年3月期乃至平成27年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成25年3月期の営業利益が500百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

上記 を満たしており、かつ、平成26年3月期の営業利益が700百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

上記 を満たしており、かつ、平成27年3月期の営業利益が1,500百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(2)上記(1)の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が以下の各号に定められた期間にそれぞれ 定められた水準を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の割当日から平成27年3月13日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の70%を下回った場合平成27年3月14日から行使期間の末日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が行使価額の125%を下回った場合

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 4.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新 株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収 分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の 行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 平成25年10月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	3,638	3,635
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,800 (注)1	363,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,689 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成30年11月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

#### 2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

既発行株式数 +新規発行株式数×1株当たりの払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×無発行株式数・新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 3. 行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費を加えたもの(以下、「EBITDA」という。)が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成26年3月期のEBITDAが1,800百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%

上記 を満たしており、かつ、平成27年3月期のEBITDAが1,800百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の70%

上記 を満たしており、かつ、平成28年3月期のEBITDAが2,200百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(2)上記(1)の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が以下の各号に定められた期間にそれぞれ 定められた水準を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の割当日から平成26年11月4日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の60%を下回った場合

平成26年11月5日から平成28年11月4日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の40%を下回った場合ただし、上記2.の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 4.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日 に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式 会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとす る。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
  - 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の 行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件
  - 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

# 平成27年2月18日取締役会決議

第6回新株予約権(第三者割当)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 ( 平成27年 5 月31日 )
新株予約権の数(個)	400,000	400,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000 (注) 1	400,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,896 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月6日 至 平成28年3月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962 (注)4、5	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行 使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するも のとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的 である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとす る。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議 により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

- 2. 行使価額の修正は行わない。
- 3. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通 株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調 整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行普通株式数 + <u>交付普通株式数×1株</u>当たりの払込金額 時価 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -既発行株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に

定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社 の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新 株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除

く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込 期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日 の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のた めの基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるため の基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利 を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株 予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調 整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新 株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社 普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定 した日の翌日以降、これを適用する。

上記 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した 新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする 株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、上記(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4 . (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額 を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5 . 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとする。

#### 第7回新株予約権(第三者割当)

	事業年度末現在 (平成27年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	200,000	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権 利内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 1単元の株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注) 1	200,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,180 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月6日 至 平成28年3月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,183 資本組入額 1,092 (注)4、6	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行 使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議によ る承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1.本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

### 2 . 行使価額の修正

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、2,180円とする(以下、「当初行使価額」という。)。当社は、平成27年9月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の翌営業日(以下、「修正日」という。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)と同額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(下記5.(1) に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。

EDINET提出書類 大幸薬品株式会社(E22560) 有価証券報告書

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

既に行使価額修正通知を行った場合

行使許可期間が経過していない場合

### 3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行普通株式数 + 交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額 時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除

く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株 予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調 整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新 株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社 普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定 した日の翌日以降、これを適用する。

上記 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した 新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数 = 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日 (ただし、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、上記(2)に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、上記(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
- 4.(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額 を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除し た額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
  - (1) 本新株予約権の特質は以下の通りである。

本新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株、割当株式数(上記1.に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(上記2.に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、上記3.に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

上記2.の通りである。

行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた際に(最大で6ヶ月に1回)修正される。

行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初、2,180円とする。ただし、上記3.の規定を準用して調整される。

割当株式数の上限

200,000株

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

2,180円(上記 に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は公告をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下の通りである。

権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社が割当先と締結した本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」という。)には以下の内容が含まれている。

割当先は、本買取契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し当社が行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は、各200,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は、当該期間の満了した日又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出した日の3営業日後の日のうち、いずれか早く到来する日まで(同日を含む。)、新たな行使許可申請書を提出することができない。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができるが、上記行使許可期間内は、かかる取得をすることが本買取契約により制限される。

当社の株券の売買に関する事項について割当先との間の取決めの内容該当事項はありません。

6.新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものと する。

## (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで)	第69期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (千円)	-	-

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

# (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日~ 平成23年3月31日 (注)1	157,200	12,913,200	40,793	137,064	40,793	48,293
平成23年4月1日~ 平成24年3月31日 (注)1	70,800	12,984,000	18,372	155,437	18,372	66,666
平成24年4月1日~ 平成25年3月31日 (注)1	87,600	13,071,600	22,732	178,169	22,732	89,398
平成25年4月1日~ 平成26年3月31日 (注)1	316,900	13,388,500	108,548	286,717	108,548	197,946
平成26年4月1日~ 平成27年3月31日 (注)1	192,300	13,580,800	77,406	364,124	77,406	275,353

- (注)1.新株予約権の行使による増加であります。
  - 2. 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,300 株、資本金及び資本準備金がそれぞれ709千円増加しております。

## (6)【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)						W=+##		
区分	政府及び地 方公共団体 金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	÷⊥	単元未満株 式の状況 (株)	
				個人以外	個人	個人での他	計	(1/1/)	
株主数(人)	-	21	46	47	78	6	8,769	8,967	-
所有株式数 (単元)	-	10,592	6,243	817	23,858	11	94,256	135,777	3,100
所有株式数の 割合(%)	-	7.80	4.60	0.60	17.57	0.01	69.42	100	-

(注)自己株式799,579株は、「個人その他」に7,995単元及び「単元未満株式の状況」に79株を含めて記載しております。

## (7)【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR,TRINITY TOWER 9,THOMAS MORE STREET LONDON,EIW IYT,UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	998,023	7.35
柴田 仁	大阪府吹田市	945,000	6.96
柴田 高	大阪府吹田市	891,700	6.57
柴田 晃宏	大阪府吹田市	630,000	4.64
柴田 航	大阪府吹田市	397,500	2.93
柴田 穣	栃木県宇都宮市	397,500	2.93
柴田 哲	大阪府吹田市	397,500	2.93
柴田 尚彦	大阪府吹田市	360,000	2.65
柴田 亮子	大阪府吹田市	355,000	2.61
池田 陽子	大阪府吹田市	310,000	2.28
計	-	5,682,223	41.84

- (注) 1.上記のほか、自己株式が799,579株あります。
  - 2.野村證券株式会社及びその共同保有者2社から、平成27年4月7日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月31日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	16,272	0.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	813,121	5.99
野村アセットマネジメント株 式会社	   東京都中央区日本橋一丁目12番1号 	66,100	0.49

# (8)【議決権の状況】 【発行済株式】

## 平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 799,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,778,200	127,782	完全議決権株式であり 権利内容に何ら限定の ない当社の標準となる 株式 1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	13,580,800	-	-
総株主の議決権	-	127,782	-

## 【自己株式等】

# 平成27年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	   所有者の住所	   自己名義所有株   式数(株)	他人名義所有株式数(株)	   所有株式数の合  計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大幸薬品株式会社	大阪府吹田市内本 町三丁目34番14号	799,500	-	799,500	5.89
計	-	799,500	-	799,500	5.89

## (9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成19年12月27日臨時株主総会決議)

(1750.01.2732. 日本間ですけて上がというに	
決議年月日	平成19年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5、使用人19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## (平成22年12月15日取締役会決議)

決議年月日	平成22年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	使用人14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## (平成24年2月28日臨時取締役会決議)

決議年月日	平成24年 2 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5、使用人19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## (平成25年10月18日取締役会決議)

	I.
決議年月日	平成25年10月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役・監査役6、使用人26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成26年5月20日)での決議状況 (取得期間 平成26年5月21日~平成26年8月21日)	430,000	700,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	409,400	640,062,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	20,600	59,937,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	4.8	8.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	4.8	8.6

# (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業年度		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	799,579	-	799,579	-

<sup>(</sup>注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び取締役会決議による取得による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社グループは、堅実な成長性を維持する事業展開と安定的な経営体力維持のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を維持していくことを基本方針とし、連結業績も反映した配当政策としております。

また、当社は、「毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことが出来る。」旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当により行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度は、売上高は減少したものの、当期純利益は前連結会計年度並みを確保しました。これにより、当事業年度末の配当につきましては、普通配当を1株当たり15.0円とし、さらに特別配当10.0円の実施により、1株当たり25.0円と致しました。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を図るために、設備投資や研究開発等の投資に充当してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成27年 6 月26日 定時株主総会決議	319,530	25

#### 4【株価の推移】

## (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	1,680 1,807	978	949	2,717	2,545
最低(円)	671 1,461	751	592	842	1,332

(注)最高・最低株価は、平成22年4月26日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第65期の事業年度別最高・最低株価のうち、 印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年 1 月	平成27年2月	平成27年3月
最高(円)	2,041	2,434	2,545	2,048	2,034	2,008
最低(円)	1,816	1,881	2,000	1,792	1,705	1,865

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

# 5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長		柴田 仁	昭和26年4月13日生	昭和49年4月 日本アイ・ビー・エム㈱入社 昭和52年4月 当社入社 昭和55年12月 取締役就任 社長室長兼電算室 長 昭和61年4月 取締役副社長就任 昭和62年7月 代表取締役社長就任 平成22年6月 代表取締役会長就任(現任) 平成23年6月 ㈱近畿大阪銀行社外取締役就任 (現任)	(注)3	945,000
代表取締役社長		柴田 高	昭和31年7月22日生	昭和56年5月 大阪大学医学部第2外科入局昭和56年6月 大阪府立千里救命救急センター昭和57年7月 市立吹田市民病院外科昭和59年7月 大阪大学医学部第2外科昭和62年6月 大阪府立成人病センター外科昭和62年10月 大阪大学医学博士平成2年1月 市立豊中病院外科平成7年12月 同病院外科医長平成10年7月 同病院外科医長平成10年7月 同病院外科医長平成10年12月 当社取締役就任平成16年11月 取締役副社長就任平成18年3月 代表取締役副社長就任平成22年6月 代表取締役社長就任平成23年7月 一般社団法人日本二酸化塩素工業会会長就任(現任)	(注) 3	891,700
専務取締役	管理部門、ア ライアンスビ ジネス部担当	吉川 友貞	昭和41年11月2日生	平成元年4月 東急不動産㈱入社 平成8年7月 日本パラメトリック・テクノロジー㈱(現PTCジャパン㈱)入社 平成11年5月 パブソン大学経営大学院卒業(MBA) 平成12年5月 ㈱サイパード入社 平成13年2月 同社執行役員就任 平成13年6月 同社取締役就任 平成16年6月 同社取締役副社長就任 平成17年4月 同社取締役副社長就任 平成17年4月 同社取締役副社長就任 平成18年9月 ㈱ J I M O S 取締役兼務 平成18年10月 ㈱サイバードホールディングス上席執行役員就任 平成19年6月 当社取締役就任 財務本部長 平成21年6月 常務取締役就任 財務本部長 平成25年6月 専務取締役就任(現任)	(注) 3	97,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	営業部門担当	加藤 淳則	昭和34年4月22日生	昭和57年4月 エスエス製薬(株)入社 平成3年4月 同社名古屋支店営業課長 平成10年4月 同社営業企画部課長 平成13年4月 同社営業次長 平成15年4月 同社営業部長 平成16年4月 同社営業副本部長 平成18年7月 同社執行役員 トレードマーケ ティング室長 平成19年4月 同社執行役員 トレードマーケ ティング本部長兼学術研修部長 平成22年4月 同社執行役員 エリア営業本部 長 平成23年7月 当社入社 企画部長 平成24年4月 営業本部長兼マーケティング部 長 平成24年6月 取締役就任(現任)営業本部長	(注)3	7,000
取締役	生産部門、品質保証部門、研究開発部門 担当	諸井 政己	昭和29年4月10日生	昭和52年3月 エスエス製薬㈱入社 平成11年4月 同社GMP企画室長 平成13年4月 海東エスエス製薬㈱(現シミックCMOコリア㈱)工場長 平成18年4月 エスエス製薬㈱成田工場品質管理部長 平成20年10月 同社成田工場長 平成24年9月 当社入社 生産改革担当部長 平成25年4月 生産本部統括部長 平成26年4月 品質統括部長 平成26年6月 取締役就任(現任)	(注)3	300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		松澤 元雄	昭和30年1月1日生	昭和53年4月 (	(注) 4	1,000
監査役		吉田 重稔	昭和22年6月15日生	昭和45年3月 美津濃㈱入社 平成7年4月 同社ゴルフ事業部ゴルフ企画生産部長 平成12年3月 同社イギリス支店長 平成14年6月 同社取締役(ゴルフ事業担当) 就任 平成17年6月 同社監査役就任 平成21年6月 同社顧問就任 平成22年6月 同社顧問退任 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役		柳澤 宏輝	昭和51年4月23日生	平成13年10月 弁護士登録 長島・大野・常松 法律事務所入所 平成23年1月 同事務所パートナー(現任) 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
				計		1,942,400

- (注)1.監査役吉田重稔及び監査役柳澤宏輝は、社外監査役であります。
  - なお、当社は監査役吉田重稔を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 2. 代表取締役社長柴田高は、代表取締役会長柴田仁の弟であります。
  - 3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
  - 4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。ただし、定款の定めにより任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとなっております。
  - 5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

昭和46年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 富田林税務署副署長 平成9年7月 大阪国税不服審判所国税副審判官 平成11年7月 大阪国税局総務部営繕監理官 平成12年7月 社税務署長 平成13年7月 大阪国税局総務部国税広報広聴室長 平成15年7月 大阪国税局調査第一部調査総括課長 平成17年7月 西宮税務署長 平成17年7月 西宮税務署長 平成18年7月 大阪国税局調査第二部次長 平成19年7月 神戸税務署長 平成19年7月 同職退官 平成20年9月 川人正孝税理士事務所所長(現任) 平成22年6月 IDEC(株社外監査役就任(現任)	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
	川人 正孝	昭和23年4月15日生	平成7年7月 富田林稅務署副署長 平成9年7月 大阪国稅不服審判所国稅副審判官 平成11年7月 大阪国稅局総務部営繕監理官 平成12年7月 社稅務署長 平成13年7月 大阪国稅局総務部国稅広報広聴室長 平成15年7月 大阪国稅局調查第一部調查総括課長 平成17年7月 西宮稅務署長 平成18年7月 大阪国稅局調查第二部次長 平成19年7月 神戸稅務署長 平成19年7月 同職退官 平成20年9月 川人正孝稅理士事務所所長(現任)	· (林)

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、健全な企業統治こそが事業発展のために重要であると考えております。その実現のために、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を保ち、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

#### 会社の機関の基本説明

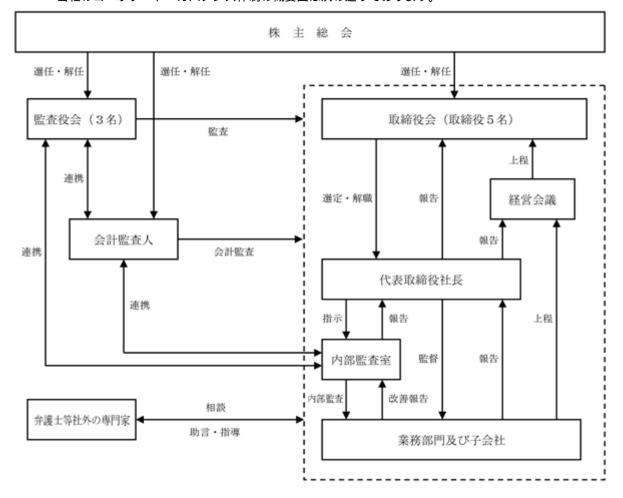
当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で監査役会を構成しており、非常 勤監査役2名が社外監査役であります。また、会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役 会、会計監査人を設置しております。なお、当社は社外取締役を設置しておりません。これは、社外監査役に よる監査に加え、社外出身(当社の従業員としては勤務したことがない独立の立場)の業務執行取締役を1名 及び当社の従業員として勤務した期間が極めて短い社外出身と同視できる業務執行取締役を1名設置してお り、独立した立場からの経営監視及び外部的視点からの助言等、社外取締役に期待される役割を代替しうると 考えるからであります。また当社の現在の体制は、社外取締役を設置する場合と比較しても、当社事業に精通 した者による経営監視及び助言が期待できる点で、より適切かつ効率的な体制であると考えます。

そして、取締役会上程議案の事前協議の他、様々な案件の決議・承認・協議・情報共有を行う機関として、 取締役及び常勤監査役等で構成される経営会議を設置しております。具体的には、グループ全体戦略・戦術・ 経営基盤強化に関する討議、事業及び組織の運営状況の確認、課題に対する指揮命令等、経営環境に応じた迅 速かつ効果的な対応を目的として毎週開催しております。

代表取締役直轄下に「内部監査室」を設置し、定期的に各部門の内部監査を実施しております。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応しております。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の助言・指導を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次の通りであります。



#### 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムと致しましては、営業、生産部門と、それら及び経営を支える管理、研究開発等を担う各部門による業務統括推進体制を執り、経営による執行力と管理監督の強化を図っております。一方、経営監視力の要として代表取締役直轄下に設置している内部監査室では、業務運営状況の確認及び改善指導を行い、健全な内部統制環境の構築に努めております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査室に1名を配し、監査役会は監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されております。監査役会は監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り監査環境の整備に努めております。また、適宜会計監査人より報告を受けその監査の相当性を監視・検証しております。

監査役と内部監査室は、月1回の定例監査連絡会を開催し、内部監査について共同検証を行っております。 そして内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、内部統制部門及び会計監査人とのミーティングに共同で出席し、状況の共有を行っております。

また監査役は、会計監査人より、監査計画及び監査方法並びにその結果について報告を受け、さらに、四半期レビュー、期中監査、内部統制監査に伴う確認作業等においては、最低月1回のミーティングを実施しております。その際、会計監査人のみならず、内部監査室を含めた3者合同でも実施しており、3者の情報共有と円滑な連携を図っております。

#### 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人により会計監査を受けております。同 監査法人に所属し、平成27年3月期に業務を執行した公認会計士の氏名等は次の通りであります。

区分	所属
指定有限責任社員・業務執行社員 松井 理晃	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 谷口 誓一	有限責任 あずさ監査法人

継続監査年数については、7年以内のため記載を省略しております。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、日本公認会計士協会準会員5名であります。

## 社外取締役及び社外監査役との関係

当社には社外取締役はおりませんが、それに代替するものとして、社外出身(当社の従業員としては勤務したことがない独立の立場)の業務執行取締役を1名及び当社の従業員として勤務した期間が極めて短い社外出身と同視できる業務執行取締役を1名、それぞれ設置しております。社外監査役については2名選任しております。社外監査役の独立性に関する基準については、東京証券取引所の独立役員の基準を参考に、当社との間に利害関係がない等の客観的な独立性を基準としており、社外監査役には、当社の企業統治において果たすべき役割として、独立した外部的視点からの経営監視及び助言等を求めております。なお、社外監査役2名と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。また社外監査役の所属先である長島・大野・常松法律事務所と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関する社内規程の整備及びリスクマネジメント委員会の設置により、リスクと危機に 対する管理体制を構築しております。

全般的には、財務、業務、情報、危機、コンプライアンス等に関する諸規程の制定により、規範面における周知徹底を図るとともに、各部署からの異常報告システム等の運用により、事故・トラブルを速やかに報告する仕組を作っております。

一方、監査役会及び内部監査室による監査の実施と検証を同時に行うことにより、更なる経営リスク、業務リスクの軽減に努めております。

#### 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	<b></b>	日酬等の種類別	の総額(千円)	)	対象となる
役員区分	(千円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (人)
取締役	198,500	198,500	-	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	12,900	12,900	-	-	-	1
社外監査役	7,800	7,800	-	-	-	2

- (注) 1.上記には、平成26年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成26年 10月7日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
  - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 3.取締役の報酬等の限度額は、平成26年6月26日開催の第68回定時株主総会において、年額700百万円以内 (ただし、使用人分は含まない。)と決議されております。
  - 4.監査役の報酬等の限度額は、平成26年6月26日開催の第68回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。

#### 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関して具体的方針は定めておりませんが、取締役の報酬等の額については、業績及びそれぞれの職位や担当業務、業績への貢献度等を勘案し、取締役会において決定しております。監査役の報酬等の額については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を考慮し、監査役会において決定しております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役の吉田重稔及び柳澤宏輝は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定 する最低責任限度額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった 職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨定款に定めております。

#### 中間配当の実施

当社は、株主への利益還元の機動性を高めるため、中間配当の実施について、取締役会決議により毎年9月30日を基準日として行うことが出来る旨を定款に定めております。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株式の保有状況

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当 事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)					
<u>Σ</u> π	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額		
非上場株式	550	550	25	-	(注)		
上記以外の株式	101,497	-	1,857	58,176	-		

<sup>(</sup>注)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益 の合計額」は記載しておりません。

## (2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結為		当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づ く報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	監査証明業務に基づ く報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	
提出会社	30,000	-	30,000	-	
連結子会社	-	-	-	-	
計	30,000	-	30,000	-	

## 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

## (当連結会計年度)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

## (当連結会計年度)

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

# 第5【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 . 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会等に参加しております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,543,337	6,119,251
受取手形及び売掛金	2,177,566	1,863,209
商品及び製品	855,281	1,328,488
仕掛品	613,910	626,711
原材料及び貯蔵品	236,414	225,636
繰延税金資産	350,446	195,760
その他	141,601	131,642
貸倒引当金	17,500	12,500
流動資産合計	12,901,059	10,478,202
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	948,313	937,710
機械装置及び運搬具(純額)	318,855	451,980
土地	1,323,068	1,323,068
リース資産(純額)	37,845	45,331
建設仮勘定	48,188	4,679,470
その他(純額)	180,638	190,126
有形固定資産合計	2 2,856,909	2 7,627,687
無形固定資産	34,762	31,560
投資その他の資産		
繰延税金資産	124,597	92,048
その他	1 705,065	1 369,539
投資その他の資産合計	829,663	461,587
固定資産合計	3,721,334	8,120,835
資産合計	16,622,393	18,599,038

負債の部 流動負債 支払手形及び買掛金 リース債務	496,975 13,458 1,746,066 907,231	349,904 13,157
支払手形及び買掛金 リース債務	13,458 1,746,066	13,157
リース債務	13,458 1,746,066	13,157
	1,746,066	
<b>+ 1 1 4</b>		
未払金	907.231	1,426,509
未払法人税等	/ -	610,010
返品調整引当金	346,000	87,000
賞与引当金	242,567	93,240
役員賞与引当金	121,588	-
設備関係支払手形	344	2,110,880
その他	273,106	312,959
流動負債合計	4,147,337	5,003,662
固定負債		
リース債務	27,642	36,314
長期未払金	562,700	562,700
退職給付に係る負債	478,568	522,870
固定負債合計	1,068,910	1,121,884
負債合計	5,216,248	6,125,546
株主資本		
資本金	286,717	364,124
資本剰余金	197,946	275,353
利益剰余金	11,030,219	12,475,803
自己株式	281,714	921,777
株主資本合計	11,233,168	12,193,503
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
その他有価証券評価差額金	40,036	-
為替換算調整勘定	69,750	215,726
その他の包括利益累計額合計	109,787	215,726
	63,189	64,261
	11,406,145	12,473,491
負債純資産合計	16,622,393	18,599,038

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

		(十四・113)
	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	9,947,287	8,978,774
売上原価	2,683,659	2,354,776
売上総利益	7,263,627	6,623,998
返品調整引当金戻入額	267,000	346,000
返品調整引当金繰入額	346,000	87,000
差引売上総利益	7,184,627	6,882,998
販売費及び一般管理費	1, 2 4,593,840	1, 2 4,323,776
営業利益	2,590,787	2,559,221
営業外収益		
受取利息	4,442	6,946
受取配当金	1,721	1,883
為替差益	66,502	188,916
受取賃貸料	8,823	7,677
受取保険金	1,898	-
その他	10,686	24,293
営業外収益合計	94,075	229,718
営業外費用		
賃貸費用	631	631
解体撤去費用	-	1,549
ゴルフ会員権評価損	-	1,700
支払手数料	-	8,541
その他	592	191
営業外費用合計	1,223	12,614
経常利益	2,683,638	2,776,325
特別利益		
投資有価証券売却益	-	58,176
新株予約権戻入益	7,017	-
特別利益合計	7,017	58,176
特別損失		4 400
固定資産売却損	-	3 1,132
固定資産除却損	4 2,267	4 15,723
減損損失	6 8,565	-
本社移転費用	5, 6 <b>126,150</b>	-
事務所移転費用		59,028
特別損失合計	136,983	75,884
税金等調整前当期純利益	2,553,672	2,758,618
法人税、住民税及び事業税	944,314	777,315
法人税等調整額	137,875	210,760
法人税等合計	806,439	988,076
少数株主損益調整前当期純利益	1,747,233	1,770,541
当期純利益	1,747,233	1,770,541

## 【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,747,233	1,770,541
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,901	40,036
為替換算調整勘定	137,705	145,975
その他の包括利益合計	148,606	105,938
包括利益	1,895,839	1,876,480
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,895,839	1,876,480
少数株主に係る包括利益	-	-
少数株主に係る包括利益	-	-

# 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	178,169	89,398	9,473,207	281,714	9,459,059	
当期変動額						
新株の発行	108,548	108,548			217,096	
剰余金の配当			190,221		190,221	
当期純利益			1,747,233		1,747,233	
自己株式の取得					-	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	108,548	108,548	1,557,012	-	1,774,109	
当期末残高	286,717	197,946	11,030,219	281,714	11,233,168	

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	参算調整勘定 その他の包括利益累 新株予約 計額合計		純資産合計	
当期首残高	29,135	67,954	38,818	58,711	9,478,952	
当期変動額						
新株の発行					217,096	
剰余金の配当					190,221	
当期純利益					1,747,233	
自己株式の取得					•	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	10,901	137,705	148,606	4,477	153,083	
当期変動額合計	10,901	137,705	148,606	4,477	1,927,192	
当期末残高	40,036	69,750	109,787	63,189	11,406,145	

# 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	286,717	197,946	11,030,219	281,714	11,233,168	
当期変動額						
新株の発行	77,406	77,406			154,813	
剰余金の配当			324,958		324,958	
当期純利益			1,770,541		1,770,541	
自己株式の取得				640,062	640,062	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	77,406	77,406	1,445,583	640,062	960,334	
当期末残高	364,124	275,353	12,475,803	921,777	12,193,503	

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	40,036	69,750	109,787	63,189	11,406,145	
当期変動額						
新株の発行					154,813	
剰余金の配当					324,958	
当期純利益					1,770,541	
自己株式の取得					640,062	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	40,036	145,975	105,938	1,072	107,011	
当期変動額合計	40,036	145,975	105,938	1,072	1,067,345	
当期末残高	-	215,726	215,726	64,261	12,473,491	

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,553,672	2,758,618
減価償却費	258,692	280,610
固定資産売却損益( は益)	-	1,132
固定資産除却損	2,267	15,723
減損損失	88,366	-
投資有価証券売却損益( は益)	-	58,176
新株予約権戻入益	7,017	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,569	5,000
返品調整引当金の増減額( は減少)	79,000	259,000
賞与引当金の増減額( は減少)	67,628	150,315
役員賞与引当金の増減額( は減少)	27,088	121,588
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	17,705	44,301
受取利息及び受取配当金	6,164	8,830
為替差損益( は益)	56,981	140,390
売上債権の増減額( は増加)	482,665	350,279
たな卸資産の増減額(は増加)	292,229	462,229
仕入債務の増減額( は減少)	41,571	179,513
未払金の増減額( は減少)	439,568	349,674
その他	17,646	42,172
小計	3,711,910	1,758,121
利息及び配当金の受取額	4,884	7,274
法人税等の支払額	127,375	1,075,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,589,419	690,381
投資活動によるキャッシュ・フロー		,
定期預金の預入による支出	594,028	816,494
定期預金の払戻による収入	340,320	535,054
有形固定資産の取得による支出	303,830	2,881,497
有形固定資産の売却による収入	-	4,222
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	411,472
差入保証金の差入による支出	69,441	· -
その他	6,313	7,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	620,666	2,754,675
財務活動によるキャッシュ・フロー		, - ,
リース債務の返済による支出	18,359	14,922
株式の発行による収入	205,942	144,486
自己株式の取得による支出		641,656
配当金の支払額	190,542	324,735
新株予約権の発行による収入	22,649	11,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,690	825,428
現金及び現金同等物に係る換算差額	100,387	105,586
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,088,830	2,784,136
現金及び現金同等物の期首残高	5,133,842	8,222,672
現金及び現金同等物の期末残高	8,222,672	5,438,535

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
  - (1)連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

大幸TEC(株)

大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司

大幸環保科技 (上海)有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

正露丸(國際)有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

正露丸(國際)有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が 軽微であり、且つ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司及び大幸環保科技(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

(ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については 定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3年~50年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び一部の連結子会社は、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口 返品調整引当金

当社は、販売した製商品の返品に備えるため、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

#### 八 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

二 役員賞与引当金

当社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異については、その発生時に全額費用処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

#### (表示方法の変更)

#### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「投資有価証券」に表示していた312,467千円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「設備関係支払手形」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた273,450 千円は、「設備関係支払手形」344千円、「その他」273,106千円として組み替えております。

## (退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、連結財務諸表の組替えの内容及び連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額は当該 箇所に記載しております。

#### (連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。 前連結会計年度 当連結会計年度 (平成26年3月31日) (平成27年3月31日) 投資有価証券(株式) 0千円 0千円 有形固定資産の減価償却累計額 前連結会計年度 当連結会計年度 (平成26年3月31日) (平成27年3月31日) 3.965.914千円 3.867.764千円 (連結損益計算書関係) 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 平成26年4月1日 (自 平成26年3月31日) 平成27年3月31日) 給与手当 668,778千円 692,770千円 賞与引当金繰入額 154,148 58,701 役員賞与引当金繰入額 121,588 退職給付費用 88,279 99,089 広告宣伝費 1,366,899 1,166,799 販売促進費 533,768 563,128 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 (自 平成26年4月1日 平成26年3月31日) 至 平成27年3月31日) 250,251千円 192,852千円 3 固定資産売却損の内容は次の通りであります。 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 (自 平成26年4月1日 平成26年3月31日) 至 平成27年3月31日) 至 機械装置及び運搬具 - 千円 1,132千円

# 4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	25千円	4,874千円
機械装置及び運搬具	1,226	481
リース資産	49	-
その他(有形固定資産)	56	167
ソフトウエア	909	-
その他撤去費用	-	10,200
計	2,267	15,723

#### 5 本社移転費用

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
減損損失	79,800千円	- 千円
建物解体費用	46,350	-
 計	126,150	-

#### 6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大阪府吹田市	遊休資産	建物及び構築物その他	79,800
山形県西置賜郡	遊休資産	建物及び構築物 土地	8,565

当社グループの減損会計適用に当たっての資産のグルーピングは、事業用資産については「医薬品事業」、「感染管理事業」、「その他事業」の各報告セグメントを基準として行っております。また、配賦不能資産及び独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産については、共用資産としております。なお、遊休資産及び賃貸物件については、物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、大阪府吹田市の建物及び構築物、その他は除却する予定であります。また、山形県西置賜郡の建物及び構築物は除却する予定であり、土地は市場価値の著しい下落が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については固定資産税評価額により評価し、除却予定の資産についてはゼロと評価しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。

## (連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	17,033千円	4,380千円
組替調整額	-	58,176
税効果調整前	17,033	62,557
税効果額	6,131	22,520
その他有価証券評価差額金	10,901	40,036
為替換算調整勘定:		
当期発生額	137,705	145,975
組替調整額	-	<u>-</u>
税効果調整前	137,705	145,975
税効果額	-	<u> </u>
為替換算調整勘定	137,705	145,975
その他の包括利益合計	148,606	105,938

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	13,071,600	316,900	-	13,388,500
合計	13,071,600	316,900	-	13,388,500
自己株式				
普通株式	390,179	-	-	390,179
合計	390,179	-	-	390,179

<sup>(</sup>注)普通株式の発行済株式総数の増加316,900株は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権 の目的とな	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計	
区分新株予約権の内訳		る株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	25,303
	自社株式オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	37,885
	合計	-	-	-	-	-	63,189

<sup>(</sup>注)第4回新株予約権の一部及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 3.配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

<del>-</del> <del>-</del>					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	190,221	15	平成25年3月31日	平成25年 6 月28日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)		株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 6 月26 定時株主総会	日	普通株式	324,958	利益剰余金	25	平成26年3月31日	平成26年 6 月27日

## 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	13,388,500	192,300	-	13,580,800
合計	13,388,500	192,300	-	13,580,800
自己株式				
普通株式(注)2	390,179	409,400	-	799,579
合計	390,179	409,400	-	799,579

- (注)1.普通株式の発行済株式総数の増加192,300株は、新株予約権の行使によるものであります。
  - 2.普通株式の自己株式総数の増加409,400株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

#### 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の目的とな	新株予:	当連結会計			
区分	新株予約権の内訳 	る株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高
提出会社	第6回新株予約権 (注)1	普通株式	-	400,000	-	400,000	10,800
	第7回新株予約権 (注)1	普通株式	-	200,000	-	200,000	600
	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	18,566
	自社株式オプションとし ての新株予約権(注)2	-	-	-	-	-	34,295
	合計	-	-	-	-	-	64,261

- (注) 1. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
  - 2.第4回新株予約権の一部及び第5回新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 3.配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	324,958	25	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額(千円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	319,530	利益剰余金	25	平成27年3月31日	平成27年 6 月29日

#### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	8,543,337千円	6,119,251千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	320,664	680,716
現金及び現金同等物	8,222,672	5,438,535

#### (リース取引関係)

該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づき、中長期的な観点から、手許資金の状況を考慮した上で、必要に応じて資金の調達を検討・実施致します。また、余剰資金の運用につきましては、元本回収が極めて確実な安全性の高い方法で運用する方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、一部の外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、主に短期の債務であり、一部の外貨建ての営業債務は為替の 変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権につきましては、与信管理規程に基づき、営業部門が各取引先の状況をモニタリングし、管理部門が各取引先の期日別債権別残高を管理することにより、営業債権を確実に回収するとともに、回収懸念の早期把握や回収不能リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債権債務につきましては、為替変動リスクを軽減するために回収期間の短縮化を図るとともに、必要に応じて先物為替予約を利用したヘッジを可能とする体制を構築しております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰り計画に基づき、適時、計画と実績との対比を行いつつ流動性リスクの管理を実施しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

## 前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	8,543,337	8,543,337	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,177,566	2,177,566	-
資産計	10,720,904	10,720,904	-
(1)支払手形及び買掛金	496,975	496,975	-
(2) 未払金	1,746,066	1,746,066	-
(3)設備関係支払手形	344	344	-
負債計	2,243,386	2,243,386	-

## 当連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,119,251	6,119,251	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,863,209	1,863,209	-
資産計	7,982,461	7,982,461	-
(1)支払手形及び買掛金	349,904	349,904	-
(2) 未払金	1,426,509	1,426,509	-
(3)設備関係支払手形	2,110,880	2,110,880	-
負債計	3,887,294	3,887,294	-

## (注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## <u>負</u>債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

# 3 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

## 前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,543,337	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,177,566	-	-	-
合計	10,720,904	-	-	-

# 当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,119,251	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,863,209	-	-	-
合計	7,982,461	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1.その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
	(1) 株式	98,552	35,700	62,852
	(2)債券			
   連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	-	-	-
0	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	98,552	35,700	62,852
	(1) 株式	2,944	3,240	295
	(2)債券			
   連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	-	-	-
もの	その他	210,420	300,000	89,580
	(3) その他	-	-	-
	小計	213,364	303,240	89,875
合計		311,917	338,940	27,022

<sup>(</sup>注)連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの「債券」の中には複合金融商品が含まれており、その 組込デリバティブの評価差額を損益に計上しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日) 該当事項はありません。

## 2.売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

## 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	97,117	58,176	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	97,117	58,176	-

## 3. 償還されたその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

## 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	種類 償還額(千円) 償還益の合計額 (千円)		償還損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	314,355	14,355	-
(3) その他	-	-	-
合計	314,355	14,355	-

## (デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、記載事項はありません。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度(非積立型制度)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。なお、退職一時金制度には、ポイント制を導入しております。

当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度(大阪薬業厚生年金基金)に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

#### 2.確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 (自 平成26年4月 至 平成26年3月31日) 至 平成27年3月3	
退職給付債務の期首残高	460,863千円	478,568千円
勤務費用	44,332	61,892
利息費用	4,252	2,279
退職給付の支払額	30,880	19,869
退職給付債務の期末残高	478,568	522,870

# (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	478,568千円	522,870千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,568	522,870
退職給付に係る負債	478,568	522,870
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	478,568	522,870
-		

#### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 (E	当連結会計年度 国 平成26年4月1日
		自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	44,332千円	61,892千円
利息費用	4,252	2,279
割増退職金	16,946	6,405
確定給付制度に係る退職給付費用	65,531	70,576

#### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
予想昇給率	1.3%	1.3%

#### 3.確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度23,532千円、当連結会計年度24,081千円であります。

#### 4.複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度 76,902千円、当連結会計年度82,227千円であります。

#### (1) 複数事業主制度の直近の積立状況

· / IXXII XXII XXII XXII XXII XXII XXII	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日現在)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日現在)
年金資産の額	257,829,241千円	292,416,694千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額の合計額(注)	354,524,523	366,867,050
差引額	96,695,281	74,450,355

(注)前連結会計年度においては、「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

## (2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前連結会計年度 0.5% (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 当連結会計年度 0.5% (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、特別掛金収入現価(前連結会計年度 51,990,615千円、当連結会計年度 50,581,076千円)及び繰越不足金(前連結会計年度 44,704,666千円、当連結会計年度 23,869,279千円)であります。本制度における償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当社は、連結財務諸表上、特別掛金(前連結会計年度22,806千円、当連結会計年度22,648千円)を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2.権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権戻入益	7,017	-
その他(営業外収益)	-	61

## 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及 び人数	当社取締役 5 名、当社従業員 17名	当社従業員2名	当社従業員14名
株式の種類別のス トック・オプション の数(注)	普通株式 816,000株	普通株式 60,000株	普通株式 108,600株
付与日	平成20年 2 月15日	平成20年7月2日	平成23年1月6日
権利確定条件	付与日(平成20年2月15日) 以降、権利確定日(平成22年 1月1日)まで継続して勤務 していること。	付与日(平成20年7月2日) 以降、権利確定日(平成22年 1月1日)まで継続して勤務 していること。	付与日(平成23年1月6日) 以降、権利確定日(平成24年 12月15日)まで継続して勤務 していること。
対象勤務期間	自 平成20年2月15日 至 平成22年1月1日	自 平成20年7月2日 至 平成22年1月1日	自 平成23年1月6日 至 平成24年12月15日
権利行使期間	権利確定後7年以内。ただし、権利確定後辞任及び退職した場合は、直ちに権利を失効する。	権利確定後7年以内。ただし、権利確定後辞任及び退職した場合は、直ちに権利を失効する。	権利確定後8年以内。ただし、権利確定後辞任及び退職した場合は、直ちに権利を失効する。

## (注)株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前	(株)		
前連結会計年度末		-	-
付与		-	-
失効		-	-
権利確定		-	-
未確定残		-	-
権利確定後	(株)		
前連結会計年度末		331,200	63,100
権利確定		-	-
権利行使		96,000	16,800
失効		-	-
未行使残		235,200	46,300

## 単価情報

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格	(円)	519	1,287
行使時平均株価	(円)	2,141	1,943
付与日における公正な評	平価単価 (円)	0	401

- 4.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
- 5.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 6. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	22,649	-

- 7. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) 自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権	第 5 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社従業員19名	当社取締役・監査役 6 名、当社従業 員26名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)1	普通株式 435,500株	普通株式 371,300株
付与日	平成24年 3 月14日	平成25年11月 5 日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。 (注)2	権利確定条件の定めはありません。 (注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成29年3月13日	自 平成26年7月1日 至 平成30年11月4日

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
  - 2.権利行使の条件は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 平成24年2月28 日臨時取締役会決議 (注)3」に記載の通りであります。
  - 3.権利行使の条件は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 平成25年10月18 日取締役会決議 (注)3」に記載の通りであります。

# (2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

# 自社株式オプションの数

	-	第4回新株予約権	第 5 回新株予約権
権利確定前	(株)		
前連結会計年度末		348,400	371,300
付与		-	-
失効		-	700
権利確定		130,500	128,800
未確定残		217,900	241,800
権利確定後	(株)		
前連結会計年度末		6,600	-
権利確定		130,500	128,800
権利行使		73,000	6,500
失効		-	300
未行使残		64,100	122,000

# 単価情報

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格	(円)	851	1,689
行使時平均株価	(円)	1,947	1,982
付与日における公正な評	価単価 (円)	42.92	61

8. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。

#### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	29,848千円	24,339千円
未払事業税	59,396	44,579
賞与引当金	87,324	28,589
返品調整引当金	121,684	26,283
退職給付に係る負債	172,284	172,547
長期未払金	202,572	185,691
未実現損益の調整	34,244	63,890
その他	116,554	71,990
繰延税金資産小計	823,908	617,913
評価性引当額	274,832	248,272
繰延税金資産合計	549,076	369,640
繰延税金負債		
在外子会社の留保利益	51,510	81,831
その他	22,520	
繰延税金負債合計	74,031	81,831
繰延税金資産の純額	475,044	287,809

# 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0%	法定実効税率と税効
(調整)		果会計適用後の法人税
評価性引当額の減少	8.1	等の負担率との間の差
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.8	異が法定実効税率の
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	100分の 5 以下である
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	ため注記を省略してお
その他	1.1	ります。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6	

# 3.法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.0%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、34.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、33.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は21,194千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。 また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴う繰延税金資産及び法人税等調整額への影響はありません。

# (賃貸等不動産関係)

当社では大阪府その他の地域において、所有する土地等の一部を賃貸しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,597千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,189千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
連結貸	借対照表計上額		
	期首残高	216,445	216,414
	期中増減額	31	31
	期末残高	216,414	216,382
期末時	面	232,558	231,495

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
  - 2.期中増減額のうち、前連結会計年度及び当連結会計年度の主な減少額は減価償却費であります。
  - 3.期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて算定した金額であります。

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品の系列別及び市場の類似性を考慮して、「医薬品事業」、「感染管理事業」及び「その他事業」を報告セグメントとしております。

「医薬品事業」は、胃腸薬「正露丸」、「セイロガン糖衣A」、「ラッパ整腸薬BF」、小児五疳薬「樋屋奇応丸」等を販売しております。「感染管理事業」は、衛生管理製品「クレベリン」、「クレベリン発生機」等を販売しております。「その他事業」は、木酢関連製品を販売しております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

		報告セグメント	<b>まセグメント</b>		調整額	連結 財務諸表
	医薬品事業	感染管理事業	その他事業	合計	(注)1、 2、3	計上額 (注)4
売上高						
外部顧客への売上高	5,567,811	4,357,476	21,998	9,947,287	-	9,947,287
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,567,811	4,357,476	21,998	9,947,287	-	9,947,287
セグメント利益又はセグメ ント損失( )	2,274,893	1,680,162	23,060	3,931,994	1,341,207	2,590,787
セグメント資産	4,452,845	1,727,281	7,246	6,187,373	10,435,020	16,622,393
その他の項目						
減価償却費	176,903	31,207	-	208,111	50,581	258,692
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	161,964	29,556	-	191,520	197,906	389,427

- (注) 1 . セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは当社の管理部門に係る費用であります。
  - 2.セグメント資産の調整額は、全社資産であり、その主なものは当社での余剰資金(現金及び預金、有価証券等)及び管理部門に係る資産であります。
  - 3.減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社 資産の償却費及び増加額であります。
  - 4. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

# 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

		——— 報告セグメント			調整額	連結
	医薬品事業	感染管理事業	その他事業	合計	(注) 1、 2、3	財務諸表 計上額 (注) 4
売上高						
外部顧客への売上高	5,753,309	3,204,896	20,568	8,978,774	-	8,978,774
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	5,753,309	3,204,896	20,568	8,978,774	-	8,978,774
セグメント利益又はセグメ ント損失( )	2,314,116	1,394,150	27,073	3,681,192	1,121,971	2,559,221
セグメント資産	8,601,859	2,490,953	12,346	11,105,159	7,493,879	18,599,038
その他の項目						
減価償却費	177,570	47,986	-	225,557	55,053	280,610
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,043,733	994,233	-	5,037,967	12,316	5,050,283

- (注) 1 . セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは当社の管理部門に係る費用であります。
  - 2. セグメント資産の調整額は、全社資産であり、その主なものは当社での余剰資金(現金及び預金等)及び管理部門に係る資産であります。
  - 3.減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社 資産の償却費及び増加額であります。
  - 4. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	中国・香港	台湾	その他の地域	合計
8,425,657	1,351,330	129,209	41,089	9,947,287

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アルフレッサヘルスケア(株)	3,799,867	医薬品事業、感染管理事業、その他事業
(株)大木	1,567,820	医薬品事業、感染管理事業、その他事業
㈱Paltac	1,306,704	医薬品事業、感染管理事業、その他事業
一徳貿易有限公司	1,243,395	医薬品事業、その他事業

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

 製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

# (1) 売上高

(単位:千円)

日本	中国・香港	台湾	その他の地域	合計
7,209,104	1,557,921	175,306	36,441	8,978,774

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名		
アルフレッサヘルスケア(株)	3,880,292	医薬品事業、感染管理事業、その他事業		
一徳貿易有限公司	1,358,453	医薬品事業、その他事業		
㈱大木	1,275,725	医薬品事業、感染管理事業、その他事業		

# 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	医薬品事業	感染管理事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	8,565	-	-	79,800	88,366

「医薬品事業」セグメントにおいて、大幸TEC㈱(連結子会社)の社員寮は、閉鎖に伴い、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減損損失の計上額は8,565千円であります。

「全社・消去」において、旧本社事務所(提出会社)の建物及び構築物等は、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該減損損失の計上額は79,800千円であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

#### 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	柴田 仁	-	-	当社代表取 締役会長	(被所有) 直接 7.08	-	新株予約権の 権利行使 (注)2	17,020	-	-
役員	柴田 高	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 6.86	-	新株予約権の 権利行使 (注)1、2	28,853	-	-
役員	吉川 友貞	-	-	当社専務取 締役	(被所有) 直接 0.65	-	新株予約権の 権利行使 (注)1、2	18,811	-	-

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成19年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行 使を記載しております。
  - 2 . 平成24年 2 月28日開催の臨時取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。
  - 3.取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
  - 4.取引金額には消費税等を含めておりません。

## 当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	柴田 仁	-	-	当社代表取 締役会長	(被所有) 直接 7.39	1	新株予約権の 権利行使 (注)2	25,530	-	-
役員	柴田 高	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 6.98	ı	新株予約権の 権利行使 (注)1	11,833	1	-
役員	吉川 友貞	-	-	当社専務取 締役	(被所有) 直接 0.76	1	新株予約権の 権利行使 (注)1	11,833	-	-
役員	加藤 淳則	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.05	1	新株予約権の 権利行使 (注)2	12,765	1	-

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成19年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行 使を記載しております。
  - 2. 平成24年2月28日開催の臨時取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。
  - 3.取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
  - 4.取引金額には消費税等を含めておりません。

# (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり純資産額	872.65円	970.90円
1 株当たり当期純利益金額	135.94円	138.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	131.56円	134.47円

(注)1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	1,747,233	1,770,541
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,747,233	1,770,541
期中平均株式数(千株)	12,852	12,743
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 ( 千株 )	428	422
(うち新株予約権(千株))	( 428)	( 422)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後	新株予約権2種類(新株予約権	新株予約権3種類(新株予約権
1株当たり当期純利益金額の算定に含めな	の数4,603個)	の数601,126個)
かった潜在株式の概要	なお、概要は「第4 提出会	なお、概要は「第4 提出会
	社の状況 1 株式等の状況	社の状況 1 株式等の状況
	(2)新株予約権等の状況」に記	(2)新株予約権等の状況」に記
	載の通りであります。	載の通りであります。

# (重要な後発事象)

当社は平成27年6月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員(当社の子会社の取締役を兼ねる出向者を含む。)に対し、新株予約権を発行することを決議致しました。

決議年月日	平成27年 6 月 1 日
新株予約権の数(個)	5,671
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社 の標準となる株式 1 単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	567,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,742 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成32年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,788 資本組入額 894
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。

EDINET提出書類 大幸薬品株式会社(E22560) 有価証券報告書

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

#### 2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ·

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 3. 行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成30年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費を加えたもの(以下、「EBITDA」という。)が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成28年3月期のEBITDAが2,100百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

上記 を満たしており、かつ、平成29年3月期のEBITDAが2,300百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の60%

上記 を満たしており、かつ、平成30年3月期のEBITDAが2,700百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(2) 上記(1)の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が以下の各号に定められた期間にそれぞれ 定められた水準を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の割当日から平成28年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の60%を下回った場合

平成28年6月19日から平成30年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50%を下回った場合ただし、上記2.の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

- 4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日 に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式 会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとす る。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新
- (5)新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の 行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (8) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

# 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	13,458	13,157	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)	27,642	36,314	-	平成28年~32年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	41,100	49,471	-	-

- (注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
  - 2.リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
リース債務	12,838	12,367	8,737	2,370

# 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

# (2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,453,838	3,651,708	7,207,791	8,978,774
税金等調整前四半期(当期) 統利益金額(千円)	410,993	1,080,064	2,802,073	2,758,618
四半期(当期)純利益金額 (千円)	271,890	702,292	1,804,683	1,770,541
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	21.22	55.33	141.73	138.93

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額				
又は1株当たり四半期純損失	21.22	34.10	86.98	2.67
金額( )(円)				

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

		(丰位:113)
	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,667,206	4,873,845
受取手形	24,258	15,467
売掛金	2,072,366	1,875,692
商品及び製品	888,249	1,442,510
仕掛品	597,934	502,587
原材料及び貯蔵品	255,856	368,901
前払費用	46,818	50,607
繰延税金資産	313,023	114,038
その他	101,490	73,055
貸倒引当金	17,500	12,500
流動資産合計	11,949,704	9,304,207
固定資産		
有形固定資産		
建物	915,695	904,473
構築物	9,449	7,650
機械及び装置	297,200	418,206
土地	1,320,665	1,320,665
リース資産	36,883	44,490
建設仮勘定	43,548	4,679,470
その他	173,541	183,535
有形固定資産合計	2,796,984	7,558,491
無形固定資産		
ソフトウエア	25,592	25,873
その他	8,380	4,906
無形固定資産合計	33,972	30,779
投資その他の資産		
関係会社株式	229,946	229,946
長期前払費用	234,148	230,422
繰延税金資産	176,108	173,879
その他	457,507	132,542
投資その他の資産合計	1,097,710	766,790
固定資産合計	3,928,667	8,356,061
資産合計	15,878,371	17,660,269

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	186,889	188,131
貫掛金	288,499	226,755
リース債務	13,189	12,857
未払金	1,751,960	1,424,385
未払費用	119,074	49,895
未払法人税等	837,397	591,674
未払消費税等	50,012	93,268
返品調整引当金	346,000	87,000
賞与引当金	238,460	80,132
役員賞与引当金	121,588	-
設備関係支払手形	344	2,110,880
その他	27,574	28,010
流動負債合計	3,980,990	4,892,992
固定負債		
リース債務	26,834	35,714
長期未払金	562,700	562,700
退職給付引当金	455,831	496,062
固定負債合計	1,045,366	1,094,476
負債合計	5,026,357	5,987,468
純資産の部		
株主資本		
資本金	286,717	364,124
資本剰余金		
資本準備金	197,946	275,353
資本剰余金合計	197,946	275,353
利益剰余金		
利益準備金	15,689	15,689
その他利益剰余金		
別途積立金	7,860,000	7,860,000
繰越利益剰余金	2,670,150	4,015,149
利益剰余金合計	10,545,839	11,890,838
自己株式	281,714	921,777
株主資本合計	10,748,788	11,608,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40,036	-
評価・換算差額等合計	40,036	-
新株予約権	63,189	64,26
純資産合計	10,852,014	11,672,800
負債純資産合計	15,878,371	17,660,269

(単位	:	千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	1 9,638,834	1 8,517,356
売上原価	1 3,028,497	1 2,528,242
売上総利益	6,610,337	5,989,113
返品調整引当金戻入額	267,000	346,000
返品調整引当金繰入額	346,000	87,000
差引売上総利益	6,531,337	6,248,113
販売費及び一般管理費	1, 24,300,440	1, 2 3,939,480
営業利益	2,230,896	2,308,632
営業外収益		
受取利息	300	314
受取配当金	1,721	1,883
為替差益	79,000	187,533
受取賃貸料	8,975	7,823
業務受託料	1 40,566	1 42,989
その他	1 10,184	24,009
営業外収益合計	140,748	264,554
営業外費用		
賃貸費用	631	631
解体撤去費用	-	1,549
ゴルフ会員権評価損	-	1,700
支払手数料	-	8,541
その他	94	120
営業外費用合計	726	12,543
経常利益	2,370,918	2,560,643
特別利益		FQ 476
投資有価証券売却益 新株予約権戻入益	- 7,017	58,176
特別利益合計	7,017	58,176
特別損失	7,017	30,170
固定資産売却損	<u>-</u>	з 1,132
固定資産除却損	4 2,213	4 15,619
本社移転費用	5 126,150	4 10,013
特別損失合計	128,364	16,751
税引前当期純利益		2,602,069
	2,249,571 854,433	708,377
法人税等調整額	140,504	223,733
法人税等合計	713,928	932,111
当期純利益	1,535,643	1,669,957
二 光7 元 不少 正	1,000,043	1,909,957

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	株主資本								
		1			体土貝平				
		資本剰余金利益剰余金							
	資本金		恣★軕◇			益剰余金	利益剰余	自己株式	   株主資本   合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	178,169	89,398	89,398	15,689	7,860,000	1,324,728	9,200,417	281,714	9,186,269
当期変動額									
新株の発行	108,548	108,548	108,548						217,096
剰余金の配当						190,221	190,221		190,221
当期純利益						1,535,643	1,535,643		1,535,643
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)									
当期変動額合計	108,548	108,548	108,548	-	-	1,345,422	1,345,422	-	1,562,519
当期末残高	286,717	197,946	197,946	15,689	7,860,000	2,670,150	10,545,839	281,714	10,748,788

	評価・換 算差額等			
	その他有 価証券評 価差額金	, 新株予約権	純資産合計	
当期首残高	29,135	58,711	9,274,116	
当期変動額				
新株の発行			217,096	
剰余金の配当			190,221	
当期純利益			1,535,643	
自己株式の取得			-	
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	10,901	4,477	15,378	
当期変動額合計	10,901	4,477	1,577,897	
当期末残高	40,036	63,189	10,852,014	

# 当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		次士制人	次士和人		その他利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	286,717	197,946	197,946	15,689	7,860,000	2,670,150	10,545,839	281,714	10,748,788
当期変動額									
新株の発行	77,406	77,406	77,406						154,813
剰余金の配当						324,958	324,958		324,958
当期純利益						1,669,957	1,669,957		1,669,957
自己株式の取得								640,062	640,062
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)									
当期変動額合計	77,406	77,406	77,406	-	-	1,344,999	1,344,999	640,062	859,750
当期末残高	364,124	275,353	275,353	15,689	7,860,000	4,015,149	11,890,838	921,777	11,608,538

	評価・換 算差額等		
	その他有 価証券評 価差額金	新株予約権	純資産合計
当期首残高	40,036	63,189	10,852,014
当期変動額			
新株の発行			154,813
剰余金の配当			324,958
当期純利益			1,669,957
自己株式の取得			640,062
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)	40,036	1,072	38,964
当期変動額合計	40,036	1,072	820,786
当期末残高	-	64,261	11,672,800

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物

10年~50年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)返品調整引当金

販売した製商品の返品に備えるため、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時に全額費用処理しております。退職給付債務の算定にあ たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており ます。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

#### (表示方法の変更)

#### (貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」は金額的重要性が 乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映 させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「投資有価証券」に表示していた 312,467千円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「設備関係支払手形」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた27,919千円は、「設備関係支払手形」344千円、「その他」27,574千円として組み替えております。

# (貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)		
短期金銭債権	11,8	74千円 190,123千	
短期金銭債務		- 86,209	
<b>員益計算書関係)</b>			
1 関係会社との取引高			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
 営業取引による取引高			
売上高	1,042,8	97千円 1,096,503千	
仕入高	846,1	45 813,801	
その他	4,7	73 5,161	
営業取引以外の取引による取引高	40,9	40 42,975	
2 販売費に属する費用のおおよる のおおよその割合は前事業年度5 販売費及び一般管理費のうちま	3%、当事業年度53%であり 三要な費目及び金額は次の通り	)であります。 	
	前事業年度 (自 平成25年4月1 至 平成26年3月31		
給与手当	633,3	02千円 652,996千	
賞与引当金繰入額	154,1	48 55,626	
役員賞与引当金繰入額	121,5	88 -	
退職給付費用	88,2	79 99,089	
広告宣伝費	1,249,5	04 1,042,900	
販売促進費	470,7	65 433,860	
減価償却費	77,8	41 69,340	
3 固定資産売却損の内容は次の通	<b>知であります</b>		
3 回足貝座冗却摂の内合は人の地	27 (67 ) & 7 ;		
3 回足貝座冗却損の内谷は次の原	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
	前事業年度 (自 平成25年4月1日	] (自 平成26年4月1日	
<ul><li>3 固定資産売却預の内容は次の過機械及び装置</li><li>4 固定資産除却損の内容は次の過去</li></ul>	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 ]) 至 平成27年3月31日)	
機械及び装置	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 (	
機械及び装置 4 固定資産除却損の内容は次の近	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 望りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 (	
機械及び装置 4 固定資産除却損の内容は次の資 建物	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 望りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) - 千円 1,132千 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
機械及び装置	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 望りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) - 千円 1,132千 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
機械及び装置 4 固定資産除却損の内容は次の道 建物 機械及び装置	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 望りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) - 千円 1,132千 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 25千円 4,874千 26 377	
機械及び装置 4 固定資産除却損の内容は次の過 建物 機械及び装置 リース資産	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 通りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) - 千円 1,132千 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 25千円 4,874千 26 377 49 -	
機械及び装置  4 固定資産除却損の内容は次の選 建物 機械及び装置 リース資産 その他(有形固定資産)	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 通りであります。 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) - 千円 1,132千 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 25千円 4,874千 26 377 49 - 167	

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
減損損失	79,800千円	
建物解体費用	46,350	-
計	126,150	-

#### (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式229,946千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式229,946千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	85,845千円	27,245千円
関係会社株式評価損	38,729	35,501
ゴルフ会員権評価損	9,216	9,009
返品調整引当金	121,684	26,283
退職給付引当金	164,099	163,700
長期未払金	202,572	185,691
その他	155,794	83,801
繰延税金資産小計	777,941	531,233
評価性引当額	266,289	243,314
繰延税金資産合計	511,652	287,918
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	22,520	-
繰延税金負債合計	22,520	-
繰延税金資産の純額	489,131	287,918

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 平成26年 3 月31日 )	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
法定実効税率	38.0%	
(調整)		果会計適用後の法人税
評価性引当額の減少	8.5	等の負担率との間の差
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.0	異が法定実効税率の
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8	100分の 5 以下である
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	ため注記を省略してお
その他	1.0	ります。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7	

## 3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の36.0%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、34.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、33.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は22,515千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### (重要な後発事象)

当社は平成27年6月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員(当社の子会社の取締役を兼ねる出向者を含む。)に対し、新株予約権を発行することを決議致しました。

決議年月日	平成27年 6 月 1 日
新株予約権の数(個)	5,671
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社 の標準となる株式 1 単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	567,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,742 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成32年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,788 資本組入額 894
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

#### 2 . 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 3. 行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成30年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費を加えたもの(以下、「EBITDA」という。)が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成28年3月期のEBITDAが2,100百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

上記 を満たしており、かつ、平成29年3月期のEBITDAが2,300百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の60%

上記 を満たしており、かつ、平成30年3月期のEBITDAが2,700百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(2)上記(1)の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、当社株価が以下の各号に定められた期間にそれぞれ 定められた水準を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の割当日から平成28年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の60%を下回った場合

平成28年6月19日から平成30年6月18日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50%を下回った場合ただし、上記2.の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 4.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日 に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式 会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとす る。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
  - 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の 行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使の条件
  - 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

# 【附属明細表】

# 【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固	建物	2,841,366	70,681	232,682	77,030	2,679,366	1,774,893
定資産   	構築物	120,282	340	10,568	2,139	110,054	102,403
	機械及び装置	1,861,665	221,834	60,320	96,229	2,023,179	1,604,973
	土地	1,320,665		•	-	1,320,665	-
	リース資産	78,299	22,098	33,201	14,491	67,196	22,705
	建設仮勘定	43,548	5,025,302	389,380	-	4,679,470	-
	その他	445,270	74,426	32,711	64,263	486,984	303,449
	計	6,711,098	5,414,683	758,864	254,154	11,366,917	3,808,426
無形固	ソフトウエア	109,878	17,219	77,758	16,937	49,339	23,465
定資産	その他	8,380	13,745	17,219	ı	4,906	-
	計	118,258	30,964	94,977	16,937	54,245	23,465

- (注)1.「当期首残高」及び「当期未残高」については、取得価額により記載しております。
  - 2.「建物」の「当期増加額」は主に医薬品事業における製造設備の取得等によるものであります。
  - 3.「建物」の「当期減少額」は主に本社機能移転に伴う旧本社事務所の除却等によるものであります。
  - 4.「機械及び装置」の「当期増加額」は主に医薬品事業における製造設備の取得によるものであります。
  - 5.有形固定資産の「その他」の「当期増加額」は主に研究開発関連の備品等の取得によるものであります。

# 【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高	   当期増加額 	   当期減少額 	当期末残高
貸倒引当金	17,500	12,500	17,500	12,500
返品調整引当金	346,000	87,000	346,000	87,000
賞与引当金	238,460	80,132	238,460	80,132
役員賞与引当金	121,588	-	121,588	-

# (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3 月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。公告掲載URL http://www.seirogan.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1.当社は定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
  - ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - 2. 平成27年3月17日開催の取締役会において、株主名簿管理人の変更を決議しております。変更後の株主名簿管理人、取扱場所及び事務取扱開始日は次の通りであります。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目 5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

事務取扱開始日 平成27年6月27日(なお、平成27年6月27日(土曜日)は株主名簿管理人の休業日につ

き、実質上は同年6月29日(月曜日)。)

# 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

#### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第68期)(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月26日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月26日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第69期第1四半期)(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月12日近畿財務局長に提出 (第69期第2四半期)(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月12日近畿財務局長に提出 (第69期第3四半期)(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月12日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成26年7月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成27年6月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の募集)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年6月30日)平成26年7月7日近畿財務局長に提出報告期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年7月31日)平成26年8月6日近畿財務局長に提出報告期間(自 平成26年8月1日 至 平成26年8月31日)平成26年9月3日近畿財務局長に提出

(6) 有価証券届出書 (新株予約権証券の発行)及びその添付書類

平成27年2月18日近畿財務局長に提出

EDINET提出書類 大幸薬品株式会社(E22560) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

## 大幸薬品株式会社

取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松井 理晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷口 誓一 印

# <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大幸薬品株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

# 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大幸薬品株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大幸薬品株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、大幸薬品株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

# 大幸薬品株式会社

取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松井 理晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷口 誓一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大幸薬品株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大幸薬品株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。